第4期光市地域福祉計画

令和4年3月

光 市

目 次

≪第 I	部 共通編≫	
第1	章 計画の策定にあたって	
第	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1
第		2
第		7
第		8
第	5 計画の策定体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第2		
第		10
第		16
第		17
第	4 市民アンケート結果から見る地域の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
第3		
第	_ · _ _	22
第		23
	計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
第4		
第	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	25
第	- · · - · · · · · · · · · · · · · · · ·	27
第	3 計画の進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
≪第Ⅱ	部 計画編≫	
第1	章 光市地域福祉計画(施策の展開)	
	基本目標 I 「地域を担い支える人づくり」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	基本目標Ⅱ「やさしさで人がつながる仕組みづくり」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	基本目標Ⅲ「支え合い安心して生活できる地域づくり」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
第2	章 光市成年後見制度利用促進基本計画	
第3	章 光市地域福祉活動計画(施策の展開)	
≪資料	>>	
1 :	光市地域福祉計画策定市民懇話会設置要綱	48
2	光市地域福祉計画策定市民懇話会委員名簿	50
	用語解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
4	市民アンケート調査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
5	計画の施策とSDGsの関連表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74

第I部

共 通 編

第1章 計画の策定にあたって

第1 計画策定の背景

少子高齢化、核家族化の急速な進展と個人のライフスタイルや価値観等の多様化などにより、家族や地域における、ふれあいや助け合い、つながりが希薄化し、地域や家庭で支え合う力が弱っていることが懸念されています。

こうした中、平成12年、社会福祉法が全面改正され、地域福祉の推進が法的に明記されたことから、本市では、平成19年3月に光市地域福祉計画、平成24年3月に光市社会福祉協議会との協働により「第2期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」を策定し、国の動向や地域の実情を踏まえた取組を推進してきました。

また、平成29年3月には、自分のできることは自分でする「自助」や地域の助け合い・ 支え合いである「互助」の取組を推進する「第3期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の充実を図ってまいりました。

しかしながら、一人暮らし高齢者の増加や核家族化の進行、子どもや高齢者に対する 虐待、自殺者や生活困窮者の増加、認知症高齢者や障害のある人の権利擁護問題、さら に「8050問題」や「ひきこもり」、「制度の狭間」の問題なども表面化しています。また、 個人や世帯が抱える問題は複雑化・複合化し、既存の支援制度や公的サービスでは対応 が難しい、包括的な支援を必要とするケースも生じています。

平成28年6月に閣議決定された「ニッポンー億総活躍プラン」では、障害のある人や 高齢者、子どもなど全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことがで きる「地域共生社会」の実現が提唱され、平成30年4月に施行された改正社会福祉法で は「地域共生社会」の考え方が位置付けられるなど、国は、「地域共生社会」の実現に向 けた取組を進めています。

さらには、「人生 100 年時代」を迎える中、近年各地で発生する大規模災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、私たちを取り巻く環境は日々変化しており、全ての人が健康で安心して暮らすことのできる社会をつくることが必要となっています。

こうした社会状況の変化や地域の福祉課題に的確に対応するため、「地域共生社会」の 実現を踏まえ、第3期計画の考え方を継承し、本市における地域福祉の推進に向けた「第 4期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」を策定するものです。

第2 計画の位置付け

1 地域福祉と地域共生社会

(1) 地域福祉とは

国が設置した社会保障審議会福祉部会では、「福祉」とは、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢に関わらず、安心してその人らしい生活が送れるよう支援することとされ、また、「地域福祉」とは、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、それぞれの地域で誰もがその人らしい生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉とされています。

平成30年4月に施行された改正社会福祉法第4条第2項では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、福祉サービスを必要とする地域住民やその世帯が抱える福祉や介護、保健医療をはじめ、様々な地域生活課題(※)を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関と連携し、解決を図ることが規定されています。

地域福祉を推進するためには、医療、介護など社会保障制度に基づく公的なサービスの充実を前提に、地域住民や民間事業所を含む地域の社会福祉関係者が、お互いに支え合い、助け合いながら、誰もがそれぞれの個性を活かし、地域の一員として生活を送ることができるよう、「自助」や「互助」の役割を果たし、連携して取組を進めることが重要です。

※地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

(2) 地域共生社会とは

地域共生社会とは、障害のある人や高齢者、子どもなど制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る社会です。(平成29年厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部より)

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進にあたり、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法の一部が改正され、平成30年4月に施行されました。

※社会福祉法の一部改正の概要

1 地域福祉推進の理念を規定(第4条)

支援を必要とする地域住民や世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。

- 2 市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定(第106条の3)
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談 に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
 - ・主に市町村圏において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、 複合化した地域生活課題を解決するための体制
- 3 地域福祉計画の充実(第107条) 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における 共通事項を定める。

また、令和2年6月に社会福祉法が改正され、市町村において「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設(令和3年4月施行)され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められています。

2 地域福祉計画とは

地域福祉を推進するため、人と人とのつながりを基本として、住民同士の助け合いや地域による支え合いの仕組みづくりを推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるための福祉コミュニティの形成を目指し、社会福祉法第 107 条の規定に基づき市が策定する計画です。

また、本計画に合わせ、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」(成年後見制度利用促進基本計画)を策定します。

なお、本計画における「自助・互助・共助・公助」は、下記のとおり定義し、「自助・互助・共助・公助」の役割分担の下、それぞれが補い合いながら包括的なセーフティーネットを構築し、様々な地域の生活課題の解決を図ります。

自助	自分でできることを自分でする、自らの健康管理(セルフケア)など
互助	インフォーマルな相互扶助 (ボランティア活動、住民組織の活動など)
共助	社会保険のような制度化された相互扶助 (介護保険制度及びサービスなど)
公助	公費を財源とした公的な福祉サービス (生活保護など)

参考) 平成28年3月 地域包括ケア研究会報告書 (厚生労働省老人保健健康増進等事業)

※社会福祉法第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する 事項

3 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、地域における様々な福祉課題の解決に向け、民間組織が策定する活動(行動)計画です。

社会福祉法第 109 条では、社会福祉協議会は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされており、このため、全国的には、社会福祉協議会が地域福祉計画との整合を図りつつ、住民や関係団体等と連携・協力しながら地域での福祉活動を進めていくための計画として地域福祉活動計画を策定しています。

※社会福祉法第 109 条

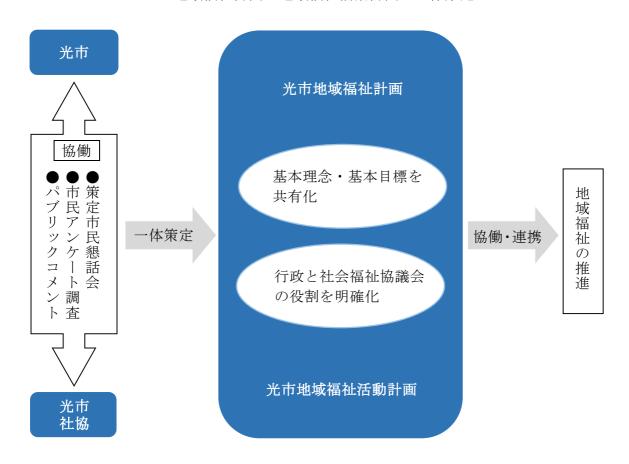
市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内に おいて次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする 団体であつて、(中略)

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

市が策定する地域福祉の推進のための理念や方向性を示す「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定し、それを実行する住民活動の在り方を示す「地域福祉活動計画」は、いずれも地域福祉の推進を目的とした計画であり、共通の基本理念及び目標のもと、一体的に策定・推進することで、行政と社会福祉協議会の役割がより明確化され、連携を図るとともに、両計画を基礎として地域福祉を推進する支援体制づくりを効果的に進めます。

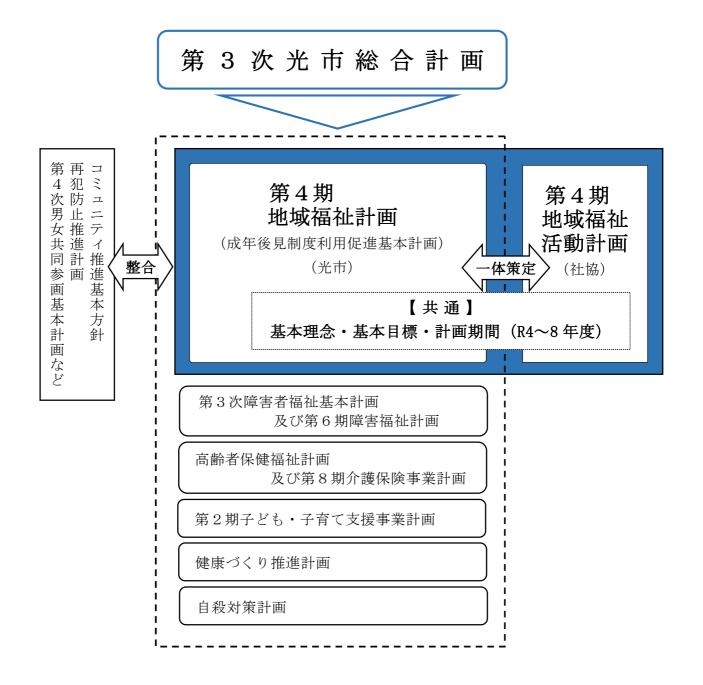
≪地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体策定≫



5 関係計画との整合性

本計画は、市の最上位計画である「第3次光市総合計画」を上位計画として、障害のある人、高齢者、子ども、健康等福祉保健分野における各個別計画及び地域づくりの指針である「光市コミュニティ推進基本方針」や関連する個別計画との整合を図りながら、地域福祉を総合的に推進するための計画とします。

なお、平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、地域福祉計画は、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する福祉分野の「上位計画」に位置づけられました。



第3 計画の視点

第4期の「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、本市の特長を踏まえ、次の視点を もって策定します。

1 3つの都市宣言

本市の特徴である「おっぱい都市宣言」、「安全・安心都市宣言」、「自然敬愛都市宣言」の理念に沿って地域福祉を推進します。

- (1) おっぱい都市宣言 すべての人が心豊かに育つまちづくり
- (2) 安全・安心都市宣言 支え合い助け合い思いやりの精神に満ちた社会
- (3) 自然敬愛都市宣言 美しく すばらしい自然を次世代へ 自然と人が共生できる社会の実現と地域環境力の向上

2 光市総合計画における福祉保健関連施策の実現

将来にわたって持続可能な「やさしさ」があふれる福祉のまちづくりに向け、「第3次光市総合計画」で掲げる福祉保健関連施策を着実に実施し、市民が心から幸せを感じられる理想の将来像「ゆたかな社会」の実現を目指します。

3 「地域共生社会」の実現

公的支援制度の対象とならない身近な生活課題をはじめ、「社会的孤立」や「8050問題」、「ひきこもり」や「制度の狭間」などの新たな課題、既存の支援制度や公的サービスでは対応が難しい、包括的な支援を必要とするケースなど、地域の様々な生活課題に対し、より身近な地域から、地域、市全域と重層的に多様な主体が協力することで、様々な生活課題の解決や地域をともに創る「地域共生社会」の実現を目指します。

なお、平成 27 年 9 月に国連サミットにおいて採択された「誰一人取り残さない」 社会を実現するための「持続可能な開発目標」(SDGs)の視点も踏まえるものと します。(関連する施策は資料編 P74)

SUSTAINABLE GOALS

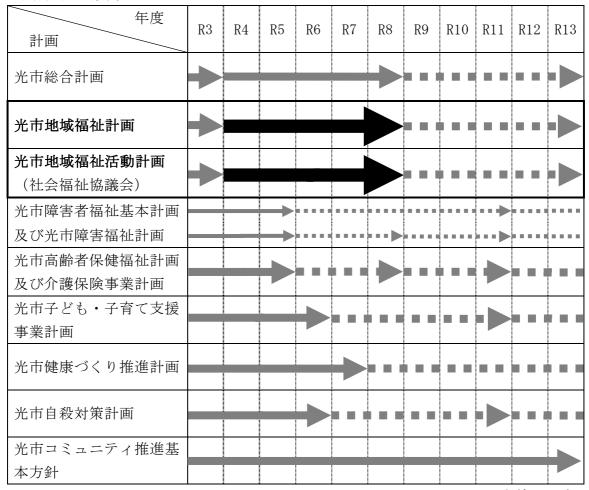


第4 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて内容の見直しを行います。

<各計画の期間>



※点線は予定

第5 計画の策定体制

「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、市と地域福祉の推進役である市社会福祉協議会が連携し、市民の代表等で構成した計画策定市民懇話会や市民アンケート等により、市民等の意見を反映して策定しました。

1 計画策定市民懇話会

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定するにあたり、学識経験者、地区コミュニティ関係者、連合自治会関係者、ボランティア関係者、地域活動関係者及び公募委員の22名で構成する「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定市民懇話会」に諮り、地域福祉に関わる様々な分野からの意見を計画に反映しました。

2 市民アンケート

地域福祉に関する市民の意識と実態を把握し、計画策定の基礎資料とするため、令和2年11月に市民アンケートを実施しました。

※詳細:資料編「市民アンケート調査結果」を参照

調査対象 : 18 歳以上の光市民 2,000 人

抽出方法 : 無作為抽出法 (年齢、性別、地区のバランスを考慮)

調査方法 : 郵送によるアンケートの配布・回収

回答者: 893人回答率: 44.7%

3 パブリックコメント

市民等からの意見・提言を収集し、計画策定に反映するため、令和3年10月にパブリックコメントを実施しました。(提出件数:22件)

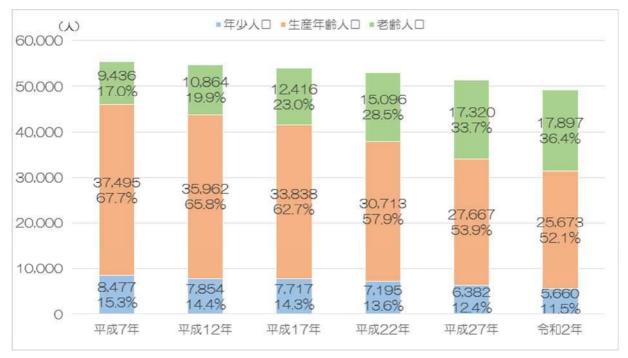
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

第1 人口等の推移

1 人口の状況

令和2年における本市の総人口は49,821人で、この25年間で5,587人減少しています。また、年齢層別に比較すると、総人口に占める年少人口・生産年齢人口の割合は年々減少しており、老年人口の占める割合が急激に増加し、全体の36.4%を占めています。今後も引き続き少子高齢化が進行すると予想されます。

	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
総人口	55,408 人	54,680 人	53,971 人	53,004 人	51,369 人	49,821 人
年少人口 (15 歳未満)	8,477 人	7,854 人	7,717 人	7, 195 人	6,382 人	注) 5,660 人
	(15.3%)	(14.4%)	(14.3%)	(13. 6%)	(12.4%)	(11.5%)
生産年齢人口	37, 495 人	35, 962 人	33, 838 人	30, 713 人	27,667 人	注)25,673 人
(15~64 歳)	(67. 7%)	(65. 8%)	(62. 7%)	(57. 9%)	(53.9%)	(52.1%)
老齢人口 (65 歳以上)	9,436 人	10,864 人	12, 416 人	15, 096 人	17, 320 人	注)17,897 人
	(17.0%)	(19.9%)	(23. 0%)	(28. 5%)	(33. 7%)	(36.4%)



注:令和2年の年齢層別人口の数値は、平成27年国勢調査に基づく山口県人口移動統計調査の数値を記載 しています。このため、合計値は総人口と一致しません。

資料:国勢調査 ※令和2年は速報値、山口県人口移動統計調査

2 世帯の状況

総人口が減少する一方で、総世帯数は年々増加しています。

また、一世帯あたりの人員は年々減少しており、ひとり暮らし世帯の増加や核家 族化が進行していると思われます。

	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
世帯数	19,130世帯	19,992世帯	20,519世帯	20,913世帯	20,953世帯	21,392世帯
世帯人員数	2.90 人	2.74 人	2.63 人	2.53 人	2.45 人	2.33 人



資料:国勢調査 ※令和2年は速報値

※世帯人員=総人口÷総世帯数

3 高齢化率の推移

本市の高齢者(65歳以上)の人口は、年々増加しており、高齢化率(総人口に占める高齢者の人口割合)も高くなっています。本市では、平成17年に23.0%に達し、令和2年には36.4%と高い水準にあります。

参考までに、総務省の人口推計によると令和元年の高齢化率は、全国的には28.4%、 山口県は34.3%で全国第3位という高齢化率となっており、本市は山口県よりも高 い水準となっています。

高齢者の人口推移

	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
高齢者人口	9,436 人	10,864人	12,416 人	15,096 人	17,320 人	17,897 人
高齢化率	17.0%	19.9%	23. 0%	28.5%	33. 7%	36. 4%



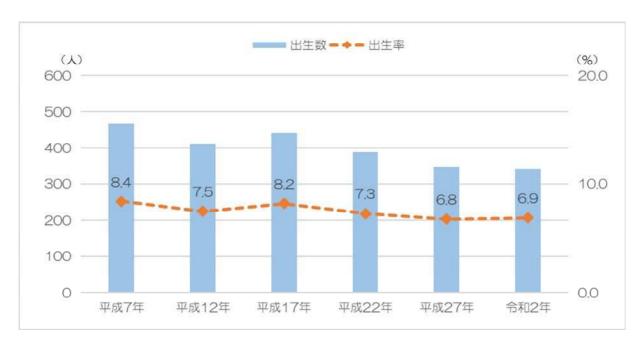
注:令和2年の数値は、平成27年国勢調査に基づく山口県人口移動統計調査の数値を記載しています。

資料:国勢調查、山口県人口移動統計調查

4 子どもの状況

令和2年の本市の出生数は、342人となり、出生率は、平成7年と比較して 1.5 ポイント減少しています。

	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
出生数	468 人	412 人	442 人	388 人	348 人	342 人
出生率	8. 4	7.5	8. 2	7. 3	6.8	6.9



資料:山口県保健統計年報、山口県人口移動統計調査 ※出生率(1,000人あたり)=出生数/総人口×1,000

また、1人の女性が一生のうちに産む子どもの平均数といわれる合計特殊出生率は、全国的に低下していましたが、平成22年以降上昇傾向にあります。一方、現在の人口を維持するために必要とされる水準(2.07)を下回っており、全国的に少子化が進行しています。

合計特殊出生率

		平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	(参考) 令和元年
全	国	1. 42	1. 36	1. 26	1. 39	1. 45	1. 36
山口	口県	1. 50	1. 47	1. 38	1. 56	1. 60	1. 56
光市	旧光市	1. 55	1. 52	1 40	1 60	1 69	
元巾	旧大和町	1. 42	1. 25	1. 49	1.60	1.63	_

資料:光市子ども・子育て支援事業計画、山口県人口ビジョン、山口県人口動態の年次別推移(人口動態・合計特殊出生率)、厚生労働省「人口動態統計」

※合計特殊出生率:15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

5 障害のある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

障害別にみると、肢体不自由が 50.1%と最も多く、次いで内部障害が 35.3%となっています。

また、障害の等級別は、1級が 30.0%と最も多く、2級とあわせた重度の障害者が全体の 43.0%となっています。

種類	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声·言語機 能障害	肢体不自由	内部障害	合計
所持者	88 人	159 人	26 人	932 人	657 人	1,862 人
構成比	4. 7%	8.5%	1.4%	50. 1%	35. 3%	100.0%

等級	1級	2級	3級	4級	5 級	6 級	合計
所持者	559 人	241 人	347 人	461 人	136 人	118 人	1,862人
構成比	30.0%	13.0%	18.6%	24. 8%	7. 3%	6. 3%	100.0%

資料:福祉総務課資料(令和3年4月1日現在)

(2) 療育手帳所持者の状況

障害の程度別にみると、B(中・軽度)が全体の57.0%を占めています。

程度	A(重度)	B (中・軽度)	合計
所持者	191 人	253 人	444 人
構成比	43.0%	57.0%	100.0%

資料:福祉総務課資料(令和3年4月1日現在)

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

障害の程度別にみると、1級(重度)と2級(中度)で全体の67.1%を占めています。

等級	1級	1級 2級		合計
所持者	58 人	162 人	108 人	328 人
構成比	17.7%	49.4%	32.9%	100.0%

資料:福祉総務課資料(令和3年4月1日現在)

6 要介護 (要支援) 認定者の状況

要介護(要支援)認定者は年々増加傾向にあり、今後、高齢化(とりわけ後期高齢者の比率が上がる)の進展により、重度化が想定されます。

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年
要支援1	325 人	356 人	340 人	326 人	322 人	351 人
要支援 2	413 人	404 人	451 人	450 人	493 人	472 人
要介護1	646 人	664 人	652 人	683 人	684 人	709 人
要介護 2	397 人	405 人	394 人	434 人	485 人	473 人
要介護3	318 人	358 人	374 人	338 人	347 人	344 人
要介護4	300 人	303 人	322 人	329 人	348 人	349 人
要介護 5	243 人	250 人	229 人	248 人	247 人	253 人
合計	2,642 人	2,740 人	2,762人	2,808人	2,926 人	2, 951 人



資料:厚生労働省介護保険事業状況報告月報(各年3月31日現在)

第2 地域福祉を支える人材等の状況

地域では、関係組織等をはじめ多くの方々が、それぞれの立場で地域福祉の活動に参加・協力しており地域福祉の支えとなっています。

1 人材・団体の状況

(1)民生委員・児童委員【地区担当委員:110人(1人あたり平均約212世帯を担当)、 主任児童委員:12人】

厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域の福祉に関する相談援助活動など、社会奉 仕の精神をもって様々な取組を行っています。また、児童福祉を専門とした主任 児童委員も設置されています。

(2) 福祉員【357人】

自治会を単位として、1~2人の福祉員が市(地区)社会福祉協議会から委嘱を受け、ひとり暮らし高齢者の訪問活動(敬愛訪問活動)をはじめとした小地域での福祉活動や、地区社会福祉協議会の諸事業の支援を行っています。

(3) ジュニア福祉員【574人】

地区社会福祉協議会から委嘱を受けた、市内の小学校高学年児童が、地域に暮らす全ての方々が明るく楽しく暮らすための活動として、高齢者等の訪問活動やあいさつ運動、地区の行事等に参加しています。

(4) 老人クラブ【65単位クラブ、友愛訪問活動員:130人】

地域の高齢者が自主的に組織し、お互いの交流を深めるためにボランティアや 各種学習会、スポーツなどの活動を行うと同時に、友愛訪問活動として、訪問員 によるひとり暮らし高齢者の見守り活動を行うなど、地域のために生涯現役で活 動しています。

- 2 住民が主体となった地域福祉活動の状況
- (1) 見守りネットワーク【対象:158世帯】

民生委員・児童委員が中心となり、地域で暮らす支援の必要な世帯を対象とした見守り活動を、地域の関係者・組織と協働で進めています。

(2) ふれあい・いきいきサロン【84箇所】

身近な地域のなかに、「楽しく」「気軽に」「無理なく」過ごせる場所をつくることで「仲間づくり」「出会いの場づくり」を図る活動として、自治会組織や老人クラブなどが中心となって自主的に運営されています。

3 ボランティアセンターの状況【団体登録:30、個人登録:122人】

団体や個人がボランティア登録し、高齢者や障害がある人への支援をはじめ、施 設や行事など地域で様々な活動を行っています。

第3 第3期計画の成果・課題

第3期計画では、住民同士の助け合いや地域の支え合いによる「互助」の取組を推進 し、基本理念である「みんなが笑顔で支え合う 心ゆたかな福祉のまちづくり」に向け て、3つの基本目標を柱に計画を推進してきました。

第3期計画の推進にあたり、地域福祉計画で設定した事業指標、及び地域福祉活動計画における成果と課題は次のとおりです。

1 基本目標 I 「地域を支える人づくり」

住民の日頃からの生きがいづくりや健康づくりなどをはじめ、福祉意識の高揚や福祉活動への住民参加の促進、ボランティアの育成・活動の支援、コーディネーターの養成などに取り組みました。

●事業指標

項目	策定時 (H28)	目標値 (R3)	近況値
地域の自治会やコミュニティ活動に参加している人の割 合	52.3%	60.0%	54. 7% (R3)
介護予防事業の参加者数 (年度)	2, 156 人	3,450 人	2,323 人(R2)
普段から健康に心がけている人の割合	83.6%	95.0%	85. 1% (R3)
福祉ボランティア活動に参加している人の割合	13.3%	25.0%	9. 2% (R3)
障害者(児)を支援したことがある人の割合	25. 4%	40.0%	34. 3% (R3)
認知症サポーター養成講座受講者人数(累計)	7,659 人	10,600 人	9,280人(R2)
生活支援コーディネーターの人数	_	7人	3 人(R2)

●成果と課題

成 果

- ○ボランティア初級講座をはじめ、託児ボランティア、傾聴ボランティアなど、ボランティアニーズの高い内容をテーマに講座を毎年開催したことで、地域におけるボランティア活動の実績に繋がりました。
- ○災害ボランティアセンター運営スタッフの養成講座を毎年開催するなか、平成30年7月に市内で発生した豪雨災害発生時には、実際にボランティアセンターを立ち上げ、受講者が運営スタッフとして活躍しました。
- ○福祉教育研修会では、市内高等学校も新たに参加し、各地区で学校間の情報共有を 行った結果、高等学校での福祉教育の機会が拡充しました。
- ○常勤のボランティアコーディネーターと生活支援コーディネーターが配置されたことで、両コーディネーターが地域の福祉ニーズやボランティアニーズに対し、連携・協働しながら効果的に対応しました。

課題

- ○ボランティア講座等の各種福祉研修会への幅広い世代の参加促進について検討する 必要があります。
- ○各種ボランティアの育成を推進すると同時に、活動の場の提供や地域課題を解決するための組織化を図る必要があります。
- ○教育現場での福祉教育に加えて、地域の担い手を育成するための福祉教育の充実を 図る必要があります。
- ○生活支援コーディネーターの認知度を更に上げ、相談窓口としての機能強化や地域 を巻き込んだ活動の充実を図る必要があります。
- 2 基本目標Ⅱ「人がつながる仕組みづくり」

支え合いによるネットワークや相談・情報提供体制を整えるとともに、地域で支援が必要な人を見守り、必要な支援や福祉サービスにつなげる体制の構築と充実を図りました。

●事業指標

項目	策定時 (H28)	目標値 (R3)	近況値
高齢者見守り活動に協力する民間事業所数	13 事業所	23 事業所	14 事業所(R2)
ひかり見守りネットの協力事業者数	_	300 事業者	183 事業者(R2)
ひかり子育て見守りネットワーク市民サポーター数	282 人	400 人	286 人(R2)
子育てに関する不安や悩みへの相談対応件数 (年度)	3,599件	3,850件	7, 185 件(R2)
高齢者に関する相談人数 (延人数)	2,403件	3,050 人	3, 297 人 (R2)
光市生活自立相談支援センターへの相談件数(年度)	99 件	120 件	268 件(R2)
地域の生活支援の取組を推進する協議体数	_	6 協議体	6 協議体(R2)

●成果と課題

成果

- ○福祉員研修会を各地区で毎年開催し、地域で無理なく活動が継続できるよう支援しました。
- ○第1層生活支援コーディネーターの配置と生活支援サービス情報提供窓口を開設し、 生活課題に関する相談を受け付けるとともに、積極的に情報発信しました。
- ○市社協が主催となり、相談の今日的な課題をテーマに相談員研修会を毎年開催し、 相談に携わる福祉関係者のスキルアップを図りました。
- ○「自立生活相談支援センター」による相談対応では、ひきこもりの相談など地域に 潜在する今日的なニーズを把握しました。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により多くの相談を受け付け、緊急の福祉資金貸付により対応しました。
- ○生活支援体制整備事業では、第2層協議体の設置や生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の在宅生活における課題解決に向けた話し合いが活発化しました。

課題

- ○福祉員によるひとり暮らし高齢者の見守り対象者が増加するなかで、対象範囲の見 直しや効果的な見守り活動による負担の軽減策について検討する必要があります。
- ○福祉に関係する各種相談窓口では、8050 問題やひきこもり、貧困問題などの今日的な課題に関連するものが増加しており、相談員のスキルアップと関係機関とのネットワークの強化が求められています。
- ○互助の活動による生活支援サービスの拡充を図り、高齢者が住みやすい地域づくり を推進する必要があります。
- 3 基本目標Ⅲ「共に支え合う地域づくり」

地域における関係組織(団体、企業、福祉施設等)の相互連携の強化や権利擁護 事業の推進など、地域の住民や団体による安心して生活できる地域づくりを推進し ました。

●事業指標

項目	策定時	目標値	近況値
	(H28)	(R3)	
自主防災組織率 (加入世帯の割合)	94.6%	96.5%	92.6% (R2)
市民活動団体の登録数	72 団体	80 団体	58 団体(R2)
認知症高齢者等声かけ訓練実施回数(年度)※	3 回	4 回	0 回 (R2)
老人クラブの会員数	3,731 人	4,300 人	3,471 人(R2)
ふれあい・いきいきサロンの登録数	75 サロン	100 サロン	84 サロン(R2)

※平成30年度までは「徘徊模擬訓練実施回数」

●成果と課題

成果

- ○市内の社会福祉法人で組織する「光市社会福祉法人地域公益活動連絡会」を立ち上 げ、関係法人が連携して行事の支援や地域の福祉課題の解決に努めました。
- ○地域福祉権利擁護事業による金銭管理等の日常生活支援を進めるなかで、判断能力 が更に低下した対象者を、法人による後見制度の利用に積極的に繋げました。
- ○生活支援体制整備事業の第2層協議体として取り組む福祉課題の把握と解決に向けた協議に生活支援コーディネーターが参加、必要な情報提供やサービスのコーディネートを行いました。

課題

- ○社会福祉法人地域公益活動連絡会に参加していない社会福祉法人もあるため、参加 を促進し、法人全体が連携・協働し地域課題の解決に取り組む必要があります。
- ○地域共生社会の実現に向けて、企業や商店、福祉施設、団体等を巻き込んだ地域の ネットワークづくりを進める必要があります。
- ○生活支援体制整備事業としてコミュニティ協議会単位(5地区)で展開している第 2層協議体の活動について、市内全地区での実施に向けた生活支援コーディネータ ーによる支援と広報活動に努める必要があります。

第4 市民アンケート結果から見る地域の課題

1 近所とのつながりについて(資料P61 設問7~9を参照)

近年、全国的に近所づきあいが低下し、地域におけるつながりが希薄化するなか、本市においても近所とのつきあいに消極的な傾向が見られます。一方で、災害時の手助けや安否確認のほか、日常的な話し相手・困ったときの相談相手や買い物・ゴミ出しの手伝いなど、日常生活における支援も広く求められています。

地域のつながりの希薄化は、地域からの孤立をはじめ、近所の変化や地域の生活 課題に気付くことが遅れたりする恐れがあります。

地域福祉を推進するためには、地域や地域住民のつながりや助け合い・支え合いが重要であることから、互助の意識を高める取組とともに、地域の生活課題に対応するための人材を育成する必要があります。

2 福祉(高齢者、障害のある人、子ども、健康・医療) に対する考えについて (資料 P 62~64 設問 10~14 を参照)

全ての分野で医療や介護などの公的サービスをはじめとする各種サービス提供体制の整備・充実や相談窓口・相談体制の充実が求められており、公的サービスの一層の充実とともに、分野を超えて、一体的に支援できる包括的な相談支援体制の整備も必要となっています。

また、買い物や通院の際の移動手段など日常生活への支援、認知症高齢者・障害のある人への理解や協力、見守り活動など、地域で取り組める活動も求められています。

さらに、福祉情報の入手方法は、市広報「ひかり」や「自治会の回覧板」など、 主に紙媒体が多いことから、広報紙などの充実を図るとともに、インターネットな どを活用した幅広い世代への情報発信が必要です。

3 地域における活動について(資料P64~65 設問15~18を参照)

地域での活動に参加していない人が8割を超えています。その理由として「時間的・精神的に余裕がない」「何をしたら良いか分からない」が上位を占め、一方で、「時間的余裕」や「一緒に参加する人」があれば参加しても良いと思うも上位を占めており、地域活動やボランティア活動に関心のある人が潜在的にいることが伺えます。

地域の活動を活性化するため、こうした人を地域活動やボランティア活動につな げていく必要があります。

4 地域福祉について(資料P66~69 設問19~25を参照)

地域福祉を推進するため、住民自身の役割として重要なことは、「住民同士の助け合い意識の向上」が5割を超えています。引き続き、互助の意識を高める取組とともに、主体的(自発的)に地域活動に参画する意識の醸成も必要です。

行政に求める役割としては、「分かりやすい情報提供」や「福祉サービスの向上」 「困っている人の早期発見、支援の仕組みづくり」が上位を占めていますが、互助 意識の醸成や地域で活動する人材の育成や支援なども求められています。

また、市社会福祉協議会や福祉事業者の役割については、「気軽に利用できるサービスの提供」「利用しやすい施設の充実」「専門職員の人材育成と確保」が上位を占めています。

行政や市社会福祉協議会、福祉事業者がそれぞれの役割分担のもと連携し、地域 福祉を担う人材の育成や福祉サービスの提供など、地域福祉に資する取組に努める ことが必要です。

また、地域活動とプライバシーの開示については、半数の人が地域の助け合いに 必要なプライバシー情報を開示しても良いとする一方で、開示に不安を示す人も3 割を超えており、地域活動においては、個人情報の適切な取り扱いとプライバシー への配慮が必要です。

5 成年後見制度について(資料P69~72 設問26~31を参照)

7割を超える人が「知っている」「名称は知っている」と回答しており、名称については周知されていることが伺えます。一方で、制度の利用については、5割の人が「わからない」、市民後見人としての活動については8割の人が「興味がない」と回答しており、成年後見人制度に関する情報提供を進め、制度の周知を図るとともに、相談や支援を受けやすい環境を整える必要があります。

6 地域福祉を支える仕組みづくりに向けて(資料 P72~73 設問 32~34を参照) 生活上の問題に対する相談先は、「家族や親族」や「友人・知人」が多く、次いで、 若年層を中心に「インターネット・SNSなど」となっています。こうした個人や 世帯が抱える生活上の問題について、地域や住民が把握し、解決できる環境づくり とともに、必要に応じて、その解決に資する支援を行う行政機関等につなげる仕組 みづくりが必要です。

また、避難時に手助けを求める先は「家族や親族」の割合が最も高く、「近所の住民」や「自主防災組織」の割合は低い状況にあります。

近所とのつながりにおいて、「自分や家族に手助けが必要になったときに近所の人にしてほしい支援(設問8)」、または「近所で手助けが必要な家庭があったときにできる支援(設問9)」では、「災害時の手助け」と多くの人が回答されており、地域や住民同士の助け合いによる避難体制の整備も重要です。

7 自由意見から

高齢により運転が困難になった場合や運転免許証返納後の移動手段に不安を感じる意見が複数あり、買い物や通院など日常生活における移動手段の確保が求められています。また、住民による話し合いや運動・多世代間の交流の場、ボランティア活動の紹介など、コミュニティセンターなどを活用した地域の交流や活動の促進、地域活動やボランティア活動に関する情報提供も求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1 基本理念

第3期計画では「みんなが笑顔で支え合う 心ゆたかな福祉のまちづくり」を基本理念に、「自助」とともに、住民同士の助け合いや地域の支え合いによる「互助」に視点を置いた取組を進めてきました。

第4期計画では、第3期計画を継承しつつ、新たに「地域共生社会の実現」の視点を 取り入れ、心ゆたかな福祉のまちづくりを目指します。

基本理念

みんなが やさしさでつながり 支え合う 心ゆたかな福祉のまちづくり

第2 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を定めました。

基本目標は、計画策定市民懇話会及び市民アンケートでの意見を踏まえて設定したもので、基本目標を具現化するため、地域福祉計画においては施策を、地域福祉活動計画においては、活動目標及び個別施策を定めました。

基本目標I

地域を担い支える人づくり

地域福祉の推進に不可欠な人材について、住民自身による日頃からの生きがいづくり、 健康づくりや介護予防活動をはじめ、福祉に対する意識の醸成、ボランティア活動の推 進など、地域を担う人材の育成と活動を支援していきます。

基本目標Ⅱ

やさしさで人がつながる仕組みづくり

地域住民や世帯が抱える課題は複雑化・複合化しており、地域で支援が必要な人を思いやりとやさしさで見守るとともに、必要な支援や福祉サービスにつなげる包括的な相談支援体制や情報提供体制の整備など、地域福祉の推進に取り組みます。

基本目標Ⅲ

支え合い安心して生活できる地域づくり

支え合い安心して暮らせる地域づくりを推進するため、災害時や地域課題の解決に資する地域のつながりを強化し、地域の人材や団体を活用・支援するなど、安心して生活できる環境づくりを進めます。

○『地域福祉計画·地域福祉活動計画』体系図

基本理念

みんなが やさしさでつながり 支え合う 心ゆたかな福祉のまちづくり

基本 目標

地域福祉計画 (P30~) (市)

施

地域福祉活動計画 (P●~) (社会福祉協議会)

Ι

活動目標

具体的な取組

地 域 を 担 11 支え

П

やさしさで

仕 人

組が

みづな

くが

る

 \mathbf{III}

市民が主体的に取り組む生きが いと健康づくり

策

- 2 地域福祉を推進する意識の醸 成
- 3 地域福祉活動の担い手育成と 活動の支援
- 1 福祉活動へ の住民参加促 淮
- 2 福祉教育の 充実
- 3 ボランティ アの育成と活

地域福祉を担う人材の 育成と支援、住民が取 り組む活動の充実

地域福祉への理解促 進、福祉教育の支援

動支援

ボランティア活動への 参加促進、コーディネ ーターの養成・支援等

- 地域の見守り体制の強化
- 1 地域で支え 合う体制づく

要支援者見守り活動・ 福祉員活動の推進、生 活支援体制整備事業等

- 2 必要な支援や福祉サービスにつ なげる包括的な相談体制の充実
- 3 支援が必要な人を支える包括的 な支援体制の充実
- 2 包括的な相 談体制の整備

相談支援体制、生活困 窮者自立支援事業によ る相談援助の充実

3 包括的支援 の充実

生活支援コーディネー ターによる福祉活動の

- 1 地域のつながり強化
- 2 誰もが安心して生活できる環境 づくり
- 3 地域団体の活動支援

- 1 地域の多様 な組織の連携 強化
- 2 権利を擁護 する取組の充 実
- 3 地域で安心 して暮らすた めの活動支援

地域団体・組織等との 連携、企業等社会貢献 活動の推進等

権利擁護事業の推進、 法人後見事業の利用促 進等

福祉課題を把握・解決 する体制整備、災害へ の対応

生支 活できる地 え 合い 安心 づく n

第4章 計画の推進と進行管理

第1 計画の推進

1 推進

本計画の策定主体である「光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画策定市民懇話会」を計画推進の中心的組織と位置付け、市民・地域や市社会福祉協議会、市それぞれの役割分担と進捗状況を確認しながら、計画を推進していきます。

2 連携

互いに支え合う心ゆたかな福祉のまちづくりを目指し、市民・地域をあげて、効果的に取り組むため、市、市社会福祉協議会のほか、コミュニティ協議会、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、市民活動団体、福祉事業者、ボランティア、その他関係機関などとの連携を強化していきます。

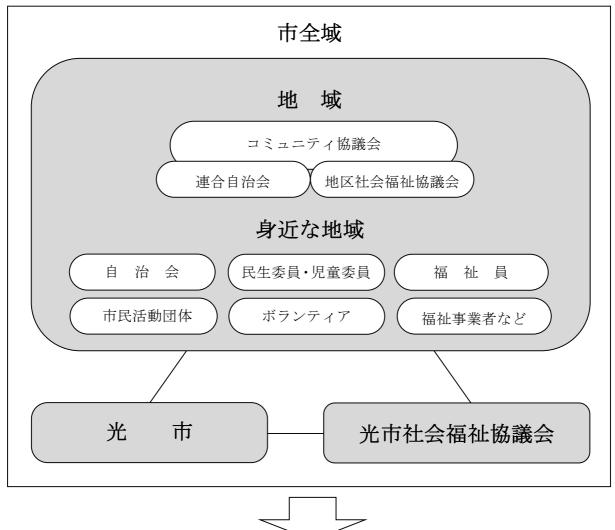
【各主体の連携による地域福祉推進のイメージ】

第4期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画の推進



光市地域福祉計画·光市地域福祉活動計画策定市民懇話会

計画推進・進捗状況の確認



基本理念 みんなが やさしさでつながり 支え合う 心ゆたかな福祉のまちづくり

第2 それぞれの役割

"みんなが やさしさでつながり 支え合う 心ゆたかな福祉のまちづくり" をめざすために

地域福祉の主役は地域で暮らす市民一人ひとりです。地域には多様な課題が潜在しており、それらの課題に対応し、住み慣れた地域で支え合う地域づくりを実現していくためには、行政や社会福祉協議会だけでなく、地域において活動するコミュニティ協議会、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、市民活動団体、福祉事業者、ボランティア、その他関係機関等も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が相互に連携を図り、それぞれの役割を果たしながら計画を推進していくことが大切です。

1 市民の役割

自分でできることを自分でする「自助」の意識を前提に、一人ひとりが地域福祉に対する意識や理解を深め、地域の構成員の一員であることを自覚することが大切です。

また、地域の活動の担い手として、「互助」の意識を高揚させ、地域における課題を自らの問題として考え、ボランティアなどの地域活動に積極的かつ主体的に参画することが期待されます。特に、定年退職した世代は、現役時代に培った知識や経験を活かしながら、地域活動の大切な担い手として積極的に参画することが期待されます。

2 地域・団体の役割

(1)地域の組織・団体

コミュニティ協議会、自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員などは、地域における福祉活動推進の中心的な役割を担うことが期待されています。 市や市社会福祉協議会は、これらの地域組織・団体の活動と連携して地域福祉を 推進していきます。

地域の課題に対しては、それぞれの地域の組織・団体が個々に活動するだけではなく、個々の組織・団体の特長を活かし、互いに連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動を進めていくことが大切です。

また、コミュニティ協議会は、地域の福祉活動を担うそれぞれの組織・団体が 連携を図りながら活動を進めていく協議やつながりの場として機能することが期 待されます。

(2) 市民活動団体

それぞれの団体の活動を通して、地域住民の福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、その活動をより活性化するとともに、福祉活動にとどまらず、活動内容の広報や行政との連携・協力を行うことが期待されます。

(3) 福祉事業者

福祉や介護のサービスの提供者として、その専門性を十分に発揮し、市民の福祉ニーズに応じたサービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、サービスの質の確保、専門的知識を活かした福祉情報の提供などに積極的に取り組んでいくことが大切です。

また、今後、ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業の更なる充実や新たなサービスの創出、さらに、その人的・物的資源を活かしながら、市民が地域活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されます。

3 市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して 暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的としています。

このため、市社会福祉協議会は、行政と連携を図りながら本計画の推進役を担う とともに、本計画の基本的な考え方等を基に、具体的な行動(活動)計画を策定し、 その推進において市民、各種団体や市との調整役としての役割を担います。

4 行政(市)の役割

市は、住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する義務と責任があります。

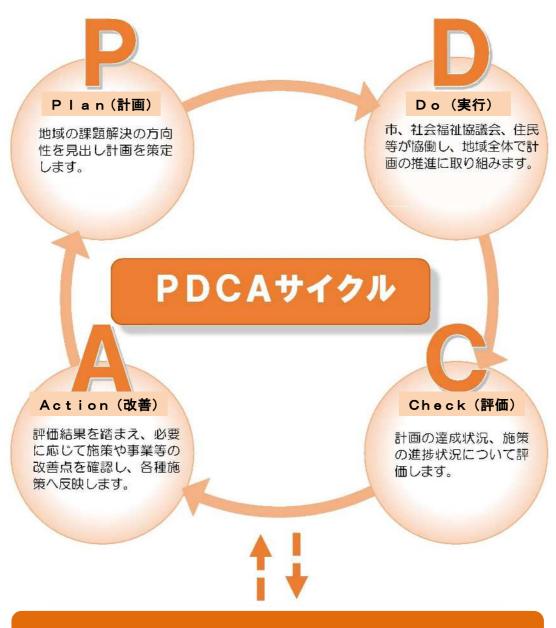
また、市民による「自助」や「互助」の取組を促進するため、市社会福祉協議会や保健・医療・福祉関連機関、ボランティア団体等と相互に連携・協力し、市民のニーズの把握や次代の福祉を見据えた教育・啓発活動に努める必要があります。

このため、介護保険制度などの「共助」や生活保護などの「公助」を適切に活用 しつつ、計画が効果的に推進できるように福祉保健部を中心に各関係部局と連携し、 計画に掲げる事業の進捗状況を踏まえ、計画の推進に努めていきます。

第3 計画の進行管理

計画の進捗状況の確認や評価については、「光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画 策定市民懇話会」において、第3次光市総合計画との整合性を考慮し、総合計画に掲げ る数値目標などを用いて地域福祉の推進がどの程度進んだのか PDCA サイクルのもとに 評価し、計画の推進を図ります。

なお、進捗状況や施策の見直し等協議した結果については、市のホームページや社協 だよりにより広く市民の皆さんに公表します。



光市地域福祉計画·光市地域福祉活動計画策定市民懇話会

第Ⅱ部

計画編

第1章 光市地域福祉計画 (施策の展開)

基本目標 I 地域を担い支える 人づくり

~市民の主体的な活動をとおして

地域で活躍する人づくりに取り組みます~

1 市民が主体的に取り組む生きがいと健康づくり

■現状と課題

地域福祉活動を推進するためには、地域で暮らす市民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、生きがいを感じながら地域福祉活動に参加することが大切です。

特に、高齢者は生きがいを持って充実した生活を送れるよう、自らが持つ豊かな知識や経験、技能を活かして生き生きと活躍できる生涯現役社会づくりが求められています。また、障害のある人が住み慣れた地域で生活するためには、支援の「受け手」としてだけでなく、「支え手」として互助の意識による社会参加が重要となっています。

すべての市民が健康で豊かな人生を送るためには、生涯を通じた健康への取組を行うことが重要であり、中でも健康の保持増進のため、生活習慣病などの疾病予防、運動機能の低下予防や認知症予防などへの取組とともに、市民が自主的に活動することが重要となります。そのため、日常から自身の身体の健康状態を知り、市民が主体的に健康づくりや介護予防に取り組み「健康寿命の延伸」を目指すことが必要です。

■施策の方針

①社会参加の推進と生きがいづくり

高齢者や障害のある人が充実した日常生活を営むことができるよう、社会参加の促進と生きがいづくりの充実を図ります。また、地域社会の担い手として、生きがいを持ちながら積極的かつ有意義な人生を送るために、意欲や関心を持って社会・地域活動に参加するための活動を推進します。

②市民の健康づくりと介護予防に向けた取組の推進

市民の健康意識の向上を図り、健康診断や各種検診等の受診をはじめ、健康の保持増進のための健康づくり及び介護予防のための身体機能の維持改善を推進します。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・趣味や特技、経験などを活かし積極的に地域活動に参加します。
- ・「自分の健康は自分で守る」という考えのもと、自ら健康的な生活習慣を実践し、健康 づくりに主体的に取り組みます。

○地域・団体の取組

- ・多くの人が役割を持ち、活動に参加できるよう活動内容や募集方法を工夫します。
- ・個人の取組を支える健康づくり活動を家庭、地域、学校、職域、関係団体等と連携して取り組みます。

○行政の取組

- ◆高齢者の社会参加を進めるため、ふれあい・いきいきサロンや老人クラブの活動の支援
- ◆自らが持つ豊かな知識や経験、技能を活かした地域貢献や自らの介護予防につながる 「介護支援ボランティアポイント事業」の推進
- ◆日常の健康管理に役立つ情報の提供や、各種健(検)診や健康づくり推進計画に基づく事業等を通じた市民の健康づくりの推進

事業指標

項目	近況値	目標値 (R8 年度)	担当課	
①地域の自治会やコミュニティ	54.7%	60%	地域づくり推進課	
活動に参加している人の割合	54. 7 /o	00 /8	地域ラくり推進床	
②介護予防事業の参加者数(年	2, 323 人	4,030 人	高齢者支援課	
度)	2, 323 /	4,030 人	同即任义饭床	
③普段から健康に心がけている	85. 1%	95.0%	健康増進課	
人の割合	05.170	95.0%	使承垍些硃	

※近況値出典【年度】: ①市民アンケート【R3】

②高齢者支援課【R2】

③市民アンケート【R3】

2 地域福祉を推進する意識の醸成

■現状と課題

少子高齢化や人口減少の進行、核家族化や単身世帯の増加等により、全国的に近所づき あいが低下し、地域におけるつながりの希薄化が進んでいます。

市民アンケート調査では、近所づきあいに消極的な人が半数を占める一方で、自分や家族に手助けが必要になったとき、または近所で手助けが必要な家庭があったときの支援内容は、災害時の手助け、安否確認の声かけ・見守り、日常的な話し相手・困ったときの相談相手がともに上位を占め、相関関係にあることが伺えます。一方で、地域には、様々な生活上の課題を抱え、支援や配慮を必要とする人がいます。

こうした地域の課題に対応し、地域福祉を推進するためには、近所づきあいからはじまる互助の取組を進めるとともに、地域の生活課題を「我が事」として考え、主体的に福祉活動に参画する意識の醸成が必要です。

■施策の方針

①福祉意識の醸成

地域の人が、お互いに助け合い支え合う互助の意識の普及啓発に取り組むとともに、地域の生活課題を把握し、その解決に向けた活動に主体的に参画する意識の醸成に努めます。

②バリアフリーの理解と促進

障害のある人など、支援や配慮を必要とする人の社会参加を促すため、物理的な障壁の解消だけでなく、正しい理解と認識を深めるとともに、見守りや交流を促進することで、 差別や偏見意識を払拭し、お互いが尊重し合える心のバリアフリーの推進に努めます。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・地域の様々な課題や問題に関心を持ち、講演会や研修会に積極的に参加します。
- ・地域の課題や問題の解消に向け、地域の人と協力して取り組みます。

○地域・団体の取組

- ・地域や団体で市の出前講座などを利用した学習の場を設けます。
- ・地域や団体同士が連携し、地域の課題解決に向けて取り組みます。

○行政の取組

- ◆地域づくり支援センターや各コミュニティセンターなどを拠点とした市民活動や地域 活動の支援
- ◆地域の課題や問題の解決につながる出前講座の企画・実施
- ◆心のバリアフリーへの理解と啓発につながる情報提供や啓発活動、講演会等の開催

事業指標

項目	近況値	目標値 (R8 年度)	担当課
①障害者(児)を支援したことが ある人の割合	34.3%	40.0%	福祉総務課
②あいサポーター研修受講者数 (累計)	533 人	800 人	福祉総務課

※近況値出典【年度】: ①市民アンケート【R3】

②福祉総務課【R2】(H27-R2 累計)、目標値はH27-R8 累計

3 地域福祉活動の担い手育成と活動の支援

■現状と課題

超高齢社会にある本市では、支援の必要な高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り安心して快適に在宅で生活するためには、介護保険制度や各種福祉制度など公的な支援(フォーマルサービス)の他、地域住民やボランティアが行う見守りやごみ出しなど住民の互助による軽度な生活支援(インフォーマルサービス)が求められています。

市民アンケート調査では、地域での活動に参加していない人の割合が高い一方で、「時間的余裕」や「一緒に参加する人」があれば参加しても良いと思う人も多く、地域活動やボランティア活動に関心のある人が潜在的にいることが伺えます。また、生活上の問題については、家族や友人・知人に相談する人が多い状況です。

今後は、地域の福祉活動やボランティア活動を推進する担い手の育成や、個々の生活課題を集約し、地域の課題を発掘・抽出するとともに、多様な生活支援ニーズとボランティアをマッチングするコーディネーターを養成することが必要です。

■施策の方針

①担い手の確保と育成

多くの市民が認知症について理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る支援者となる「認知症サポーター養成講座」や障害のある人に対する「ボランティア養成講座」、「あいサポート運動」などを通して、ボランティアなど新たな地域福祉の担い手の発掘と育成に取り組みます。

②ボランティア活動への参加に向けた支援

ボランティアに関する情報提供や相談窓口を周知し、市民のボランティアに対する関心 を高め、ボランティア活動への参加につなげる取組を推進します。

③地域福祉活動の支援

地域福祉活動を推進するため、地域における様々な課題を発掘・抽出し、地域の生活課題は地域で解決し、必要に応じて公的サービスにつなぐ等ニーズに応じた支援をマッチングできる生活支援コーディネーターを養成します。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・地域の問題や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけ積極的に参加します。
- ・地域の各種団体の活動に関心を持ち、積極的に参加します。

○地域・団体の取組

- 各団体間でも交流を深め連携を強化し、それぞれの活動の活性化を図ります。
- ・誰もが参加しやすい地域行事を企画し、地域全体の交流が広がる取組を行います。

○行政の取組

- ◆地域活動のリーダーや新たな担い手となる人たちに向けた学習会や研修会等の開催
- ◆社会福祉協議会と連携した地域の課題の発掘及びニーズと支援をマッチングできる地域の実情に応じた生活支援コーディネーターの養成

事業指標

項目	近況値	目標値 (R8 年度)	担当課	
①認知症サポーター養成講座受講者人数(累計)	9, 280 人	13,600 人	高齢者支援課	
②福祉ボランティア活動に参加 している人の割合	9.2%	25.0%	福祉総務課	
③生活支援コーディネーターの 人数	3 人	8人	高齢者支援課	

※近況値出典【年度】: ①高齢者支援課【R2】(H18-R2 累計)、目標値は H18-R8 累計

②市民アンケート【R3】

③高齢者支援課【R2】

基本目標Ⅱ やさしさで人がつながる 仕組みづくり

〜地域で支援の必要な人を見守り支える 包括的な相談支援の仕組みをつくります〜

1 地域の見守り体制の強化

■現状と課題

認知症高齢者を抱える家庭やひとり暮らし高齢者の増加、ひとり親家庭等で悩みや問題を抱える家庭が地域で孤立することが懸念されています。

市民アンケート調査では、高齢者や障害のある人、子どもの健全な育成に対する意見として、認知症高齢者や障害のある人に対する理解や協力、地域による見守りやあいさつ運動など、地域で取り組める活動も求められています。

このため、地域の各組織・団体がお互いの役割を尊重し、行政との連携を図りつつ、お 互いを思いやる「やさしさ」で地域を見守る体制の強化が必要です。

■施策の方針

①地域の見守り活動の推進

認知症高齢者を抱える家庭をはじめ、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯、子育 て世帯等を地域や関係団体で見守り、必要に応じて関係機関につなげる体制の充実を図り ます。

②虐待の防止

子どもや高齢者、障害のある人等への虐待やDV被害の未然防止、早期発見・早期対応 に向けた相談支援体制の充実や関係機関の連携強化を図ります。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・地域活動や児童の登下校等に合わせて、散歩・ジョギング、買い物を行うなど、あい さつや声かけ、見守りを心がけます。
- ・隣近所で気にかかる人や家庭があれば、地域の見守り活動につながるよう情報提供し、 積極的に活動に協力します。
- ・虐待と思われる様子に気が付いた時は、警察や児童相談所、市へ速やかに連絡します。

○地域・団体の取組

- ・地域・団体でできる見守り活動に積極的に参加します。
- 各種団体同士で連携を図りながら見守り活動に取り組みます。

○行政の取組

- ◆認知症高齢者等見守りネットワークをはじめ、「高齢者見守り活動」や被虐待高齢者などの見守りなど、地域における見守りネットワークの充実
- ◆子育てサポーターや子育て支援コーディネーターの育成など、行政・地域・家庭が一体となった草の根的な子育て見守りネットワークの充実
- ◆警察等の関係機関や関係部署と連携したDV被害者の安全確保と支援
- ◆地域で孤立しがちな家庭などの早期発見・早期対応を図るため、地域の組織や団体の 連携・協力関係を強化した継続的な見守り活動の支援
- ◆多くの人や組織・団体から協力が得られるよう積極的な情報提供とネットワークの拡大

事業指標

項目	近況値	目標値 (R8 年度)	担当課
①認知症高齢者等声かけ訓練実 施回数(年度)	0 回	5 回	高齢者支援課
②高齢者見守り活動に協力する 民間事業所数	14 事業所	16 事業所	高齢者支援課
③ひかり見守りネットの協力事 業者数	183 事業者	300 事業者	高齢者支援課
④ひかり子育て見守りネットワーク市民サポーター数	286 人	300 人	子ども家庭課

※近況値出典【年度】: ①高齢者支援課【R2】

②高齢者支援課【R2】

③高齢者支援課【R2】

④子ども家庭課【R2】

2 必要な支援や福祉サービスにつなげる包括的な相談体制の充実

■現状と課題

地域には、高齢者や障害のある人、子育て中の世帯、生活困窮者など、様々な支援を必要とする人がいます。特に、複数の問題を抱える人や相談したい内容が不明確な人、虐待のおそれがある人などは、相談内容から課題を分析し適切な支援につなげていく必要があります。

また、従来の福祉制度やサービスの狭間となる人は、課題の発見が遅れる可能性が高いことから、早期発見により問題が重症化する前に対処する必要があります。

■施策の方針

①包括的な相談体制の充実

高齢者や障害のある人、子育で中の世帯や生活困窮者、複雑化・複合化した課題を抱える世帯など、様々な支援を必要とする人を、必要な支援や福祉サービスにつなげる包括的な相談体制の充実に取り組みます。

②相談窓口の周知と相談機能の充実

高齢者や障害のある人をはじめ、支援を必要としている人に対し、どこに行けば相談できるのかなど、市民や地域へ相談窓口のPRを図るとともに、様々な相談に適切・迅速に対応できるよう相談機能を強化します。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

・困っているときは悩みを一人で抱えず、問題が重症化する前に積極的に関係機関の相 談窓口を利用します。

○地域・団体の取組

- ・日常生活上の問題を抱え、専門的な支援が必要な人や家族について情報を把握した場合は、必要に応じて行政機関に連絡します。
- ・日頃から地域において信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけます。

○行政の取組

- ◆市社会福祉協議会が設置され、保健・医療・福祉の総合的な相談・支援拠点施設である総合福祉センター「あいぱーく光」の強みを活かし、関係する窓口や機関が連携したワンストップによる相談・支援体制の充実
- ◆子ども相談センターの機能充実を図り、気軽に相談できるような体制づくり
- ◆高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能強化
- ◆生活困窮者の早期把握に努めるとともに、支援が必要な人に対し、相談窓口である「光 市生活自立相談支援センター」を設置する市社会福祉協議会や関係機関と連携した生 活困窮者自立支援事業の円滑な実施

- ◆DV被害者への支援制度の情報提供や相談に対応できる婦人相談員の配置に努めるなど、DV被害者への相談支援体制の強化
- ◆民生委員・児童委員、主任児童委員による活動の積極的な支援
- ◆各種相談窓口や福祉サービスに関する積極的なPRや情報提供
- ◆福祉サービス利用者からの苦情や要望等をサービス提供事業者に情報提供し、福祉サービスの適切な利用の促進

事業指標

項目	近況値 目標値 (R8 年度)		担当課	
①子育てに関する不安や悩みへ の相談対応件数 (年度)	7, 185 件	7,000件	子ども家庭課 健康増進課	
②高齢者に関する相談人数(延人 数)	3, 297 人	3,540 人	高齢者支援課	
③光市生活自立相談支援センタ ーへの相談件数 (年度)	268 件	100 件	福祉総務課	

※近況値出典【年度】: ①子ども家庭課 (子ども相談センターきゅっと)【R2】

健康増進課【R2】

②高齢者支援課【R2】

③福祉総務課【R2】

3 支援が必要な人を支える包括的な支援体制の充実

■現状と課題

高齢者や障害のある人、子育で中の世帯や生活困窮者、複雑化・複合化した課題を抱える世帯、「制度の狭間」の問題など、地域には様々な支援を必要とする人がいます。こうした人に適切に対応するためには、保健・福祉・医療などの公的サービスの充実を前提に、分野を超えた「縦割り」から横断的に「丸ごと」つながり、一体的に支援できる包括的な支援体制が必要です。

また、市民アンケート調査では、市民意識として「住民同士の助け合い意識の向上」が5割を超え、地域住民が互いに助け合い、身近な地域の課題や問題点を見つけ出すとともに、その解消に向けた解決策を自ら話し合い、必要に応じて行政など関係機関につないでいくなど、地域の互助力を高め、地域課題の解消を図る地域の体制づくりも求められています。

■施策の方針

①適切な福祉サービスの提供

高齢者や障害のある人、子ども、健康増進など、分野ごとの公的な福祉サービスの一層の充実を図るとともに、制度の狭間や複合的な課題などに対応するため、関係機関と連携し、支援が必要な人を必要な支援につなげる包括的な支援体制の充実を図ります。

②生活困窮者などへの円滑な支援

生活困窮者や罪を犯した人、DVなどの生活上の困難を抱える人などが地域で孤立することなく、円滑に支援が受けられる体制の充実を図ります。

③地域の課題の把握と共有及び課題解決の場づくり

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域住民が、その地域の課題や問題について話し合い、課題解決の方法や手段を検討する場の設置に取り組みます。また、検討の場が有効に機能するために、課題解決に向けた地域内の調整や関係機関とのつなぎ役としての生活支援コーディネーターの配置に取り組みます。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・地域の行事や活動に積極的に参加します。
- ・日常生活を営む上で地域の課題や問題について考えるとともに、解決に向け自らできることはないか考えます。
- ・困った時はお互い様の精神で、無理のない範囲でちょっとしたお手伝いに努めます。

○地域・団体の取組

- ・地域の課題を検討する場に積極的に参加します。
- ・地域や団体のネットワークを有効に活用し、日常から支援の必要な人の発掘に努めます。

・地域課題の解決に向けた生活支援コーディネーターとの連携を図り、コーディネーターが活動しやすいよう協力します。

○行政の取組

- ◆地域において、制度やサービスの狭間に埋もれた人を見逃さないよう、地域で支援の 必要な人を見つけ出し、地域で支えることのできる体制の整備
- ◆就労や住まい、ひきこもりなど、生活困窮状態にある人の早期把握に努めるとともに、 抱える様々な問題や課題を整理し、困窮状態からの早期脱却に向けた生活の自立及び 就労を促進するため、「光市生活自立相談支援センター」を設置する市社会福祉協議会 や関係機関と連携した生活困窮者自立支援事業の円滑な実施
- ◆罪を犯した人等が社会復帰後に再犯の防止を目指し、「光市再犯防止推進計画」に基づ く関係機関との連携・協力した支援
- ◆DV被害者の適切な支援やDVの防止を目指し、「光市男女共同参画基本計画」に基づ く関係機関との連携・協力した支援
- ◆「光市自殺対策計画」に基づく関係機関・団体等との連携・協力のもと、「生きること の包括支援」として、総合的かつ効果的な施策の推進
- ◆住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域が果たすべき役割について共通認識を持ってもらえるよう、地域の互助意識の向上を図ることを目的とした講座や研修会の開催

事業指標

項目	近況値	目標値 (R8 年度)	担当課
①光市生活自立相談支援センタ ーへの相談件数(年度)【再掲】	268 件	100 件	福祉総務課
②地域の生活支援の取組を推進 する協議体数	6 協議体	12 協議体	高齢者支援課
③生活支援コーディネーターの 人数【再掲】	3 人	8人	高齢者支援課

※近況値出典【年度】: ①福祉総務課【R2】

②高齢者支援課【R2】

③高齢者支援課【R2】

基本目標Ⅲ 支え合い安心して生活できる 地域づくり

~人々が協力し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します~

1 地域のつながり強化

■現状と課題

近年、地震や台風、大雨などの大規模な自然災害が数多く発生し、地域での支え合いの必要性は高まり、日常的なつながりや災害時の安否確認、避難支援体制の強化が求められています。

一方で、地域における災害時の支援活動では、個人情報やプライバシーの保護や配慮が 重要となっています。市民アンケート調査においても、半数の人が地域の助け合いに必要 なプライバシー情報は開示しても良いと回答しましたが、不安を感じている人も約3割を 占め、個人情報の保護やプライバシーの配慮が求められています。

また、介護疲れやストレス、希薄な人間関係や社会的な孤立などを要因に、高齢者や障害のある人、児童への虐待や8050問題、ひきこもりや孤独死など、様々な社会問題が顕在化しており、早期発見・早期対応・早期解決のためにも地域内の関係者が連携する必要があります。

■施策の方針

①災害時避難行動要支援者への支援

災害時、自力で避難することが困難で支援を必要とする人を把握し、迅速かつ円滑に避難できるよう災害時要援護者名簿の作成・整理・活用等を行い、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織等地域での助け合いの仕組みづくりを推進します。

②地域福祉関係機関等との連携強化

様々な地域の課題の解決に向け、地域包括支援センターをはじめ、「地域自立支援協議会」 や「要保護児童対策地域協議会」、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、福祉関係事業者など、関係機関との連携強化を図ります。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・災害時要援護者名簿の作成や活用などに関わる取組について理解し、可能な限り協力します。
- ・地域での防災活動に積極的に参加します。

○地域・団体の取組

・避難行動に支援を必要とする人を把握し、日常的な見守りや地域活動を通じて災害に 備えた体制を整えます。

- ・個人情報の保護やプライバシーへの配慮に努めます。
- ・他の関係機関と連携を強化し、地域の課題の解決に向けて取り組みます。

○行政の取組

- ◆情報提供や研修などを通じた地域の自主防災活動の支援
- ◆民生委員児童委員協議会など、地域の組織や団体の連携・協力関係の強化による継続 的な活動の支援
- ◆社会的な孤独や孤立の問題に対し、国・県の動向を踏まえつつ、地域における状況把握と必要な支援につなげる仕組みづくりの検討

事業指標

項目	近況値	目標値 (R8 年度)	担当課
①自主防災組織率(加入世帯の割 合)	92.6%	97.0%	防災危機管理課
②市民活動団体の登録数	58 団体	80 団体	地域づくり推進課

※近況値出典【年度】: ①防災危機管理課【R2】

②地域づくり推進課【R2】

2 誰もが安心して生活できる環境づくり

■現状と課題

住み慣れた地域でその人らしい生活を送るためには、その人の尊厳や権利が守られ、尊重されることが重要です。特に、判断能力が十分でない人が財産管理や契約などで不利益を受けることのないよう支援や権利の擁護が必要です。

しかしながら、市民アンケート調査では、7割を超える人が成年後見制度を「知っている・名称は知っている」と回答していますが、制度の利用については、5割の人が「わからない」と回答しています。このため、成年後見制度の周知を図り、相談や支援を受けやすい環境を整える必要があります。

また、誰もが安心して生活するためには、生活環境の整備だけでなく、ちょっとした困りごとに対しては、お隣同士、ご近所で助け合うとともに、地域の中で声を掛け合いながら、お互いの信頼関係を築き、支え合う関係を強化していくことが必要です。

■施策の方針

①権利擁護体制の充実と成年後見制度の周知・利用促進

高齢や障害のある人等で判断能力が低下した場合でも、権利が擁護される体制の充実や、 判断能力が不十分な人の法律上の権利を保護する成年後見制度の利用を推進します。

②安全・安心な地域づくりの推進

地域の支え合いによる防犯体制や買い物など外出時の支援、交通安全対策など、誰もが 住み慣れた地域で安全・安心に暮らせる地域づくりに取り組みます。

③地域で必要な支援を提供できる体制の充実

地域の多様な主体により、地域で支援を受けたい人と支援を行う人をつなぎ、地域で助け合う支援体制の構築を図ります。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

- ・自分ひとりでできないことは、隣近所の人に支援や手助けをお願いします。
- ・隣近所で支援が必要な人がいれば、できる範囲で支援します。
- ・挨拶や声かけなど、普段から積極的に地域でのコミュニケーションを図ります。

○地域・団体の取組

- ・ごみ出しや買い物、通院などの外出など、日常生活のちょっとしたことで困っている 人や家族に対し、隣近所の中で、声を掛け合いながらできる範囲で協力します。
- ・地域における住民同士の自発的な助け合いや支え合いの大切さを啓発します。
- ・日頃の活動の中で発見した高齢者等の異変に気づき、必要に応じて市に情報提供します。

○行政の取組

- ◆市社会福祉協議会と連携した権利擁護事業の推進
- ◆「光市成年後見制度利用促進基本計画」のもと、成年後見制度の普及啓発と利用促進 に向けた取組
- ◆関係機関と連携した地域における防犯活動等の支援
- ◆地域の特性に応じた生活交通を確保するため、「地域公共交通計画」のもと、地域で暮らし続けることができる公共交通ネットワークの整備
- ◆地域と行政、社会福祉協議会が連携し、地域の助け合いの仕組みを考える場の設置や 地域で支援を受けたい人と支援者をつなぐ生活支援コーディネーターの養成への支援

事業指標

項目	近況値	目標値 (R8 年度)	担当課
①光市の治安が良いと思う人の 割合	87.7%	88.0%	生活安全課
②地域の生活支援の取組を推進 する協議体数【再掲】	6 協議体	12 協議体	高齢者支援課

※近況値出典【年度】: ①市民アンケート【R3】

②高齢者支援課【R2】

3 地域団体の活動支援

■現状と課題

人と人とのつながりが希薄化する中、地域行事や活動への参加者の減少や担い手不足などにより、地域活動が衰退し、地域で支え合う力が弱まっていることが懸念されています。

このようなことから、市民の主体的な活動を促しながら地域コミュニティの活性化を図り、地域の中で助け合い、支え合う体制の再構築に向け、地域団体の活動を支援する取組が必要となります。

さらに、令和2年から感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、地域住民のつながり・ 支え合いに影響を及ぼし、ボランティアや地域の活動に制約をもたらしています。このた め、「新しい生活様式」を実践しながら創意工夫ある活動が求められています。

■施策の方針

①地域福祉活動団体に対する支援の充実

自治会をはじめ、自主防災組織や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、子ども会、ふれあい・いきいきサロン実施団体、ボランティア団体等の活動を支援します。

②地域交流の促進と拠点づくり

地域の住民やボランティア、各種団体が活動の場として集える機会や拠点づくりを支援 し、住民同士のつながりやふれあい、世代を超えた交流を推進します。

■それぞれの取組の展開例

○市民一人ひとりの取組

・自治会や地域の各種団体の活動に関心を持ち、積極的に参加します。

○地域・団体の取組

- ・地域コミュニティの活性化を図り、コミュニティ協議会などが行う活動や行事について周知し、参加を促します。また、各団体間でも交流を深め、連携を強化し、それぞれの活動の活性化を図ります。
- ・年齢や障害の有無に関わらず、多くの人たちが参加できるように工夫し、地域活動に 参加しやすいきっかけづくりを進めます。

○行政の取組

- ◆老人クラブや各種サークルなど、地域で活躍する団体や組織の活動内容の周知と活動 の支援、住民参加の促進
- ◆地域コミュニティの活性化を図り、主体的な活動が行われるよう各種団体の活動や創 意工夫ある取組への支援
- ◆地域づくり支援センターや各コミュニティセンターなどを拠点とした市民活動や地域 活動の支援

事業指標

項目	近況値	目標値 (R8 年度)	担当課
①老人クラブの会員数	3, 471 人	3,600 人	高齢者支援課
②ふれあい·いきいきサロンの登 録数	84 サロン	114 サロン	高齢者支援課
③市民活動団体の登録数【再掲】	58 団体	80 団体	地域づくり推進課

※近況値出典【年度】: ①高齢者支援課【R2】

②高齢者支援課【R2】

③地域づくり推進課【R2】

資料編

1 光市地域福祉計画策定市民懇話会設置要綱

平成28年2月3日告示第8号

(設置)

第1条 光市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、広く市民等の意見を反映させるため、光市地域福祉計画策定市民懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 計画の調査研究に関すること。
 - (2) 計画の立案に関すること。
 - (3) 計画の進行管理に関すること。
 - (4) その他計画の策定に関すること。

(組織)

- 第3条 懇話会は、委員30人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 地区コミュニティ関係者
 - (3) 連合自治会関係者
 - (4) ボランティア関係者
 - (5) 地域活動関係者
 - (6) 公募委員
 - (7) 社会福祉協議会関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画期間の終期までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

- 第6条 懇話会の会議は、市長の求めに応じて会長が招集し、その議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、懇話会に委員以外の者を出席させて、 意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会 長が懇話会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年2月4日から施行し、第4条第1項に規定する日 をもってその効力を失う。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後、懇話会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

2 光市地域福祉計画策定市民懇話会委員名簿

【令和3年10月31日現在】

		氏		1	備 考
1	藤	井	正	彦	聖光高等学校教諭
2	松	本		隆	室積地区まちぐるみ協議会会長
3	河	村	昌	夫	島田地区コミュニティ協議会福祉部顧問
4	◎金	子	功	_	浅江地区コミュニティ協議会福会長
5	阿	部	憲	次	室積地区連合自治会長
6	來	戸	歳	文	岩田・三輪地区連合自治会長
7	上	田	博	幸	光市ボランティア連絡協議会会長
8	末	田	律	子	ボランティアグループ「点訳の会」会長
9	池	田	恵美	美子	いつわ会会長
10	栁	ì	<u></u>	江	光市老人クラブ連合会会長
11	竹	本	新	助	光市民生委員児童委員協議会会長
12	〇小	林	富	江	元光市連合婦人会会長
13	天	野	加作	弋子	光市食生活改善推進協議会会長
14	薮	崎	寿	子	光市母子保健推進協議会会長
15	中	原	健	次	光市肢体不自由児(者)父母の会会長
16	和	田	明	俊	光市要保護児童対策地域協議会会長
17	深	來		登	周防地区自主防災会会長
18	秦		辰	也	島田小学校おやじの会
19	沖	村	裕	子	公募委員
20	青	戸	玲	子	公募委員
21	末	岡		修	光井地区社会福祉協議会会長
22	江	村	松	保	三井地区社会福祉協議会会長

氏名欄の◎は会長、○は副会長

(順不同)

3 用語解説

あ

●あいサポート運動(あいサポートうんどう)

様々な障害の特性、障害のある人が困っていることや必要な配慮を理解し、 日常生活でちょっとした配慮を実践していく『あいサポーター』の活動を通じ て、誰もが暮らしやすい地域社会(共生社会)の実現を目指す県民運動。

●安全・安心都市宣言(あんぜんあんしんとしせんげん)

光市安全安心まちづくり条例の理念のもと、市民自らが安全意識を高揚し、力を合わせて支えあい助け合い、思いやりの精神に満ちた社会を築いていくことを願い、子どもからお年寄りまで、すべての市民が安全で安心して生活できるまちの実現を目指し、平成20年9月22日に採択。

●おっぱい都市宣言(おっぱいとしせんげん)

光市で、昭和 51 年から母乳栄養の重要性について着目し始まった母乳育児推進活動は、より豊かな子育てを推進するため、栄養法や子どもの年齢にかかわらず、胸でしっかりと子どもを抱きしめ愛しむふれあいの子育で"おっぱい育児"の推進へと広がる。平成7年3月24日に、母と子と父そして人にやさしいまちづくりを進めるため、旧光市議会において「おっぱい都市宣言」が決議され、光市と大和町が合併後、平成17年6月30日に改めて決議。

カゝ

●介護支援ボランティアポイント事業(かいごしえんボランティアポイントじぎょう)

ふれ愛サポーターが行う市内介護施設等でのボランティア活動や、在宅高齢者のちょっとした困りごとをグループで支援する活動に対し、ポイントを付与

し、貯まったポイントを申請により換金することができる事業。

●健康寿命(けんこうじゅみょう)

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を示すもの。

●高齢者見守り活動(こうれいしゃみまもりかつどう)

地域住民と日常的に関わりをもつ民間事業者が、通常業務の中で高齢者の見守り活動を行いながら、高齢者の異変等を発見した場合に市へ連絡し、必要な対応を行う活動。

●子育てサポーター (こそだてサポーター)

子育て家庭への声かけ・手助け・見守りや子育ての相談に応じるなど、自分のできる範囲で子育てを支援し、応援する人。(お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、近所の人など、子どもと関わるすべての人がサポーターになることが可能。)

●子育て支援コーディネーター (こそだてしえんコーディネーター)

児童虐待をはじめ、支援が必要な家庭を的確に把握し、子育て家庭へのよりよい支援ができるよう幅広い知識を習得し、子ども相談センターとの連携窓口を担う人。幼稚園・保育園・小学校・中学校の先生から選任。

●子ども相談センターきゅっと(こどもそうだんセンターきゅっと)

妊娠前から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応する総合的な相談 支援をワンストップで提供する「子育て世代包括支援センター」の機能に加え、 児童虐待をはじめとして多様化する相談内容に的確に対応する家庭児童相談機 能も兼ね備えた子どもや子育て世代の総合相談対応窓口。

さ

●災害時避難行動要支援者(さいがいじひなんこうどうようしえんしゃ) 高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人。

●災害ボランティアセンター (さいがいボランティアセンター)

災害発生時に、被災地におけるボランティア活動が効率よく行えるように、 ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入 れ調整やマッチング活動を行う拠点。

●社会福祉法人地域公益活動連絡会

地域の福祉ニーズ等を踏まえ、自主性・創意工夫のもと地域貢献活動を行う 社会福祉法人により組織された会。

●自主防災組織(じしゅぼうさいそしき)

自治会等の地域で生活環境を共有している住民等により、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。

●自然敬愛都市宣言(しぜんけいあいとしせんげん)

自然の恵みに感謝し、自然を敬愛し、自然の摂理にかなった、快適でうるおいとやすらぎのあるまちづくりを進めていく本市の姿勢を明確にし、市民一人ひとりに自然を敬愛する心が育まれることを願い、平成18年3月23日に採択。

●社会的孤立(しゃかいてきこりつ)

家族や地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しい状態。

●身体障害者手帳(しんたいしょうがいしゃてちょう)

身体障害のある人が、様々な福祉サービスを受けるために必要な手帳。身体 障害者の範囲は、障害の種類や程度で重い方から1級から6級に区分される。

- ●生活困窮者自立支援事業(せいかつこんきゅうしゃじりつしえん事業) 様々な課題を抱えて生活に困窮されている人に対し、地域の中で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの状況に応じた包括的な相談・支援を行う事業。
- ●生活支援コーディネーター(せいかつしえんコーディネーター) 高齢者の生活支援についての取り組みやサービスの創出など地域の支え合い の推進役。
- ●生活支援体制整備事業(せいかつしえんたいせいせいびじぎょう)

高齢者の生活支援のため、地域の多様な事業主体による組織的な体制を整備し、重層的な生活支援サービスの充実と互いに支え合う地域づくりを目指すため、第1層(市全域)と第2層(コミュニティ協議会エリアを基本とする)に、高齢者の生活支援について協議する場である「協議体の設置」と生活支援の推進役である「生活支援コーディネーターの配置」をする事業。

- ●生活自立相談支援センター(せいかつじりつそうだんしえんセンター) 生活困窮者からの相談に応じ必要な情報の提供や助言等を行うとともに、状況に応じた支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う相談窓口。
- ●精神障害者保健福祉手帳(せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう) 精神障害のある人が、いろいろな福祉サービスを受けるために必要な手帳。 精神障害者保健福祉手帳は障害が重い方から1級から3級に区分される。

●成年後見制度(せいねんこうけん制度)

認知症などによって、物事を判断する能力が十分でない方について、財産管理や身の回りの世話のために必要な介護等のサービスや入所に関する契約の締結、遺産分割協議などを行う場合に、保護し、支援する制度。

た

●地域自立支援協議会(ちいきじりつしえんきょうぎかい)

障害のある人やその家族が地域の中で安心して生活できるよう、地域の障害 福祉に関するシステムづくりについて協議を行う組織。

●地域福祉権利擁護事業 (ちいきふくしけんりようごじぎょう)

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らせるように、社会福祉協議会との契約に基づいて福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理、重要書類の預かり等の支援を行う事業。

●地域包括支援センター

高齢者が地域で生活していくため、保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防、ケアマネジメントなどを総合的に行うもの。

な

●認知症サポーター養成講座 (にんちしょうサポーターようせいこうざ) 認知症の人への正しい接し方を学び、自分のできる範囲で認知症の人とその 家族をサポートする認知症サポーターの養成講座。

は

●8050 問題(はちまるご一まるもんだい) 80 代の高齢の親と働いていない独身の 50 代の子が同居している世帯。

●パブリックコメント

市の政策形成過程において市民の参画機会を提供するとともに、広く市民への説明責任を果たすため、市の様々な計画を策定するときに、事前にその案を公表し、市民の皆さんからご意見をうかがい、提出された意見を考慮した意思決定を行うもの。

●ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と関わらない形での外出をしている場合を含む)。

●PDCA (ピーディーシーエー) サイクル

plan (計画)、do (実行)、check (評価)、action (改善)の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かそうという考え方。

●ひかり子育て見守りネットワーク(ひかりこそだてみまもりネットワーク) 地域、家庭、学校、行政等が一体となった子育ての見守りネットワークを構築し、子育てサポーター、子育て支援コーディネーターの養成を行い、市全体で子育てを応援できるよう地域養育力の向上を目指すもの。

●ひかり見守りネット(ひかりみまもりネット)

行方不明になる恐れのある高齢者の情報を、市に事前に登録し、日ごろの見守りを行い、その高齢者が行方不明になった場合には、警察署等と情報の活用を図り、安全を確保するもの。

●福祉教育研修会(ふくしきょういくけんしゅうかい)

子どもたちの福祉の心を育むことを目的として、市内の小・中学校と社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会が福祉教育の実践や情報の共有を図る研修会(市社協が主催して年1回開催)。

●法人後見事業(ほうじんこうけんじぎょう)

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の財産管理・身上監護を行う事業。

●ボランティアコーディネーター

ボランティア活動をしたい人とボランティアを求めている人を結びつける 調整役。ボランティア活動に関する相談対応や広報・啓発活動なども行う。

P

●要保護児童対策地域協議会(ようほごじどうたいさくちいききょうぎかい) 虐待を受けた子どもを始めとして、要保護児童・要支援児童等に関する情報 の交換や支援を行うために協議を行う組織。子どもに関わる関係機関で構成。

5

●療育手帳(りょういくてちょう)

知的障害のある人が、様々な福祉サービスを受けるために必要な手帳。療育 手帳はA(重度)、B(中軽度)に区分される。

4 市民アンケート調査結果

- ※ 実施概要についてはP20~21に掲載
- ※ 構成比の表記は小数第2位で四捨五入しているため 合計が100%にならない場合があります。

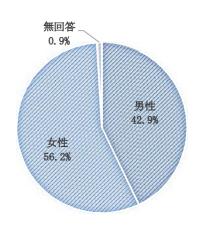
【回答者の情報】

問1 あなたの性別を教えてください。

男性が42.9%、女性が56.2%となっており、男性より女性の回答率が高くなっています。

(単一回答)

	選択項目	人数	構成比
1	男性	383	42.9%
2	女性	502	56. 2%
3	無回答	8	0.9%
	合 計	893	100.0%

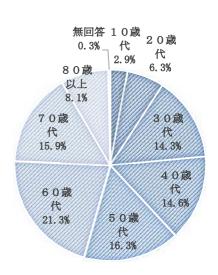


問2 あなたの年齢を教えてください。(令和2年10月末現在)

60歳代が最も多く21.3%となっており、それを頂点として年代が上がる、下がるごとに回答率が少なくなっています。

(単一回答)

	選択項目	人数	構成比
1	10歳代	26	2.9%
2	20歳代	56	6.3%
3	30歳代	128	14. 3%
4	40歳代	130	14.6%
5	50歳代	146	16.3%
6	6 0 歳代	190	21.3%
7	70歳代	142	15. 9%
8	80歳以上	72	8.1%
9	無回答	3	0.3%
	合 計	893	100.0%



問3 あなたの職業を教えてください。

会社員が最も多く27.8.%となっており、次いで無職が26.8%、パート、アルバイトが16.1%、家事従事者が10.8%の順となっています。

(単一回答)



問4 あなたの世帯の構成を教えてください。

2世代同居が最も多く51.1%となっており、次いで夫婦のみの世帯が30.7%、ひとり暮らしが10.1%の順となっています。

(単一回答)

	選択項目	人数	構成比		
1	ひとり暮らし	90	10.1%	90	
2	夫婦のみ	274	30.7%	274	
3	2世代同居(親と子等)	456	51.1%		456
4	3世代同居(親、子、孫等)	49	5.5%	49	
5	兄弟(姉妹)のみ	6	0.7%	l 6	
6	その他	12	1.3%	■ 12	
7	無回答	6	0.7%	l 6	
	금 計	893	100.0%		

問5 お住まいの地区を教えてください。

浅江地区が最も多く26.9%となっており、次いで室積地区(岩屋、伊保木、五軒屋以外)が16.1%、光井地区が15.7%の順となっています。

(単一回答)



問6 光市にお住まいの期間を教えてください。

20年以上が最も多く68.1%となっています。

(単一同答)

		1	中 四合/	_
	選択項目	人数	構成比	
1	1年未満	16	1.8%	■ 16
2	1年以上3年未満	30	3.4%	3 0
3	3年以上5年未満	36	4.0%	3 6
4	5年以上10年未満	70	7.8%	70
5	10年以上20年未満	129	14.4%	129
6	20年以上	608	68.1%	608
7	無回答	4	0.4%	I 4
	合 計	893	100.0%	

【ご近所のつながり】

問7 あなたは、近所の人とどの程度お付き合いをしていますか。

「気の合う人とは親しくしている」「日頃から親しく付き合っている」といった、近所付き合いを行っている内容での回答が合わせて43.4%となっています。

(単一回答)

	選択項目	人数	構成比				
1	会えば挨拶を交わす程度の付き合いである	424	47.5%				424
2	気の合った人とは親しいが、それ以外は義務的・儀礼的な付き合いである	261	29. 2%			261	
3	日頃から親しく付き合っている	127	14. 2%		127		
4	ほとんど付き合いはない	71	8.0%	71			
5	その他	6	0.7%	6			
6	無回答	4	0.4%	4			
	合 計	893	100.0%				

- 問8 あなたやご家族に手助けが必要となったとき、近所の人にどのような支援をしてほしいと 思いますか。
- 問9 あなたのご近所で手助けが必要な家庭があったとき、どのような支援ができると思いますか。

問8「近所にしてほしい支援」と問9「近所の人にできる支援」の上位はほぼ同様の項目となっています。特に、非常時の支援となる「安否確認の声かけ・見守り」「災害時の手助け」について、支援してほしい項目としておよそ5割が、支援できる項目としておよそ6割が回答しています。

問8 支援してほしい項目

(複数回答)

	選択項目	人数	構成比		
1	災害時の手助け	470	52.6%		47
2	安否確認の声かけ・見守り	434	48.6%		434
3	日常的な話し相手・困ったときの相談相手	255	28.6%	255	
4	買い物の手伝い	108	12.1%	108	
5	ごみ出しの手伝い	106	11.9%	106	
6	通院などの外出の手伝い	82	9.2%	82	
7	庭の草取り・剪定の手伝い	75	8.4%	75	
8	介護を必要とする人や子どもの短時間の預かり	60	6.7%	60	
9	家具や電気製品の修理・電球交換の手伝い	47	5.3%	47	
10	特にない	207	23.2%	207	
11	その他	17	1.9%	1 7	
12	無回答	5	0.6%	I 5	
	合 計	1,866			

問9 支援できる項目

	選択項目	人数	構成比				
1	安否確認の声かけ・見守り	641	71.8%				641
2	災害時の手助け	533	59. 7%			533	
3	日常的な話し相手・困ったときの相談相手	361	40.4%		361		
4	ごみ出しの手伝い	310	34. 7%		310		
5	買い物の手伝い	215	24. 1%		215		
6	庭の草取り・剪定の手伝い	126	14. 1%	126			
7	通院などの外出の手伝い	110	12.3%	110			
8	家具や電気製品の修理・電球交換の手伝い	94	10.5%	94			
9	介護を必要とする人や子どもの短時間の預かり	88	9.9%	88			
10	特にない	88	9.9%	88			
11	その他	17	1.9%	1 7			
12	無回答	8	0.9%	8			
	合 計	2, 591					

【福祉に対する考え】

問10 高齢者が地域で暮らしていく上で重要と思うものはどれですか。

「在宅での医療や介護サービス」が72.6%、次いで「買い物・通院などの移動手段の確保」が68.3%で上位となっており、移動に関することが重要視されています。

(複数回答)

	選択項目	人数	構成比	
1	在宅での医療や介護サービスの充実	648	72.6%	648
2	買い物・通院などの移動手段の確保	610	68. 3%	610
3	高齢者を見守る安否確認の仕組みづくり	403	45. 1%	403
4	体を動かすことができる場所や機会	386	43.2%	386
5	認知症高齢者に対する周囲の理解と協力	373	41.8%	373
6	地域の人とふれ合える場所や機会	346	38. 7%	346
7	日常生活の相談ができる場所	342	38.3%	342
8	福祉サービスについての情報	309	34.6%	309
9	日常生活を支援する地域の助け合いの仕組みづくり	291	32.6%	291
10	社会参加や収入を得るための就労の機会	238	26. 7%	238
11	知識や経験を生かせる場所や機会	226	25. 3%	226
12	日中過ごせる場所の確保	206	23. 1%	206
13	消費者被害や詐欺への対策の充実	184	20.6%	184
14	虐待防止についての対策の充実	91	10. 2%	91
15	その他	16	1.8%	■ 16
16	無回答	10	1.1%	10
	合 計	4,679		

問11 障害のある人が地域で暮らしていく上で重要と思うものはどれですか。

「安定して医療を受けられる体制」が66.5%、次いで「日常生活の支援」が65.2%で上位となっており、医療体制の確保や日常生活の支援に関することが重要視されています。

	選択項目	人数	構成比	
1	安定して医療を受けられる体制	594	66.5%	594
2	日常生活の支援	582	65. 2%	582
3	障害のある人に対する周囲の理解と協力	538	60.2%	538
4	バリアフリーの施設や設備の充実	445	49.8%	445
5	自分にあった移動手段の確保	439	49. 2%	439
6	社会参加や収入を得るための就労の機会	425	47.6%	425
7	日常生活全般にわたる相談を気軽にできる場所	365	40.9%	365
8	日常生活を支援する地域の助け合いの仕組みづくり	330	37.0%	330
9	安住できる住まいの確保	325	36.4%	325
10	地域の人とふれ合える場所や機会	277	31.0%	277
11	判断能力の不十分な方の権利を守ること	243	27. 2%	243
12	虐待防止についての対策の充実	169	18.9%	169
13	文化活動やスポーツ、レクリエーションなどの機会	160	17. 9%	160
14	その他	4	0.4%	I 4
15	無回答	11	1.2%	11
	合 計	4, 907		

間12 子どもが地域で健全に育つために、重要と思うものはどれですか。

「親の仕事の形態にあわせた保育施設やサービスの充実」が64.7%、次いで「子育ての不安や悩みを相談できる場所や機会」が54.9%で上位となっており、仕事に合わせた保育体制や、子育て相談に関することが重要視されています。

(複数回答)



問13 健康・医療に関して、重要と思うものはどれですか。

「夜間や休日の救急・医療体制の充実」が71.3%、次いで「健康診断を受けやすい方法や場所の充実」が58.9%で上位となっており、健康診断を含めた医療体制の充実に関することが重要視されています。

	選択項目	人数	構成比	
1	夜間や休日の救急・医療体制の充実	637	71.3%	637
2	健康診断を受けやすい方法や場所の充実	526	58.9%	526
3	認知症予防など疾病や介護状態になることを未然に防ぐ「予防」の取組み	415	46.5%	415
4	継続的に運動やスポーツができる環境づくり	336	37.6%	336
5	悩みやストレスについて相談できる場所	259	29.0%	259
6	健康相談窓口の充実	227	25. 4%	227
7	食生活を改善するための調理実習や配食サービスの充実	221	24. 7%	221
8	健康づくり・健康の維持に関する情報	195	21.8%	195
9	地域での健康づくりを推進するボランティアの育成	110	12.3%	110
10	その他	8	0.9%	I 8
11	無回答	13	1.5%	1 3
	合 計	2, 947		

問14 あなたは、福祉に関する情報をどこから入手していますか。

「市広報「ひかり」」が68.5%と特に高く、次いで「自治会の回覧板」が33.4%となっており、情報取集する媒体として紙媒体が多いようです。

(複数回答)

			(1290-11)	1	
	選択項目	人数	構成比		
1	市広報「ひかり」	612	68.5%		612
2	自治会の回覧板	298	33.4%	298	
3	近所の人や友人・知人	283	31. 7%	283	
4	社会福祉協議会窓口や「社協だより」	264	29.6%	264	
5	雑誌・新聞・テレビ・ラジオ	248	27.8%	248	
6	家族や親せき	245	27.4%	245	
7	インターネット(市や社会福祉協議会のホームページ以外)	167	18. 7%	167	
8	医療機関や介護施設	125	14.0%	125	
9	市のホームページ	122	13.7%	122	
10	地域の活動やサークル	51	5. 7%	5 1	
11	民生委員・児童委員	49	5.5%	49	
12	市役所の窓口	31	3.5%	3 1	
13	社会福祉協議会のホームページ	21	2.4%	2 1	
14	ボランティアやNPO	14	1.6%	1 4	
15	その他	18	2.0%	1 8	
16	無回答	13	1.5%	1 3	
	合 計	2, 561			

【地域における活動】

問15 あなたは、地域での助け合いやボランティア活動等に参加していますか。

「参加している」が13.7%と、前回(H27年度)調査より3.5ポイントの減少となり、また「参加していない」が84.9%と、前回調査より5.3ポイントの増加となりました。

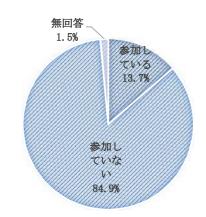
(単一回答)

	選択項目	人数	構成比
1	参加している	122	13. 7%
2	参加していない	758	84. 9%
3	無回答	13	1.5%
	合 計	893	100.0%

※ 1は近いうちに参加を予定している人を含む 2は以前参加していた人を含む

前回調査との比較





(問15で「1」と回答された方)

問16 あなたは地域での助け合いやボランティア活動にどの程度参加していますか。

「日時や頻度は特に決めず、余裕のあるときに参加している(参加したい)」が最も多く42.6%、次いで「月に $1\sim2$ 回くらい参加している(参加できる)」が35.2%となりました。

(単一回答)

	選択項目	人数	構成比		
1	日時や頻度は特に決めず、余裕があるときに参加している (参加したい)	52	42.6%		52
2	月に1~2回くらい参加している(参加できる)	43	35. 2%	43	
3	毎週特定の曜日に参加している(参加できる)	11	9.0%	11	
4	ほぼ毎日、参加している (参加できる)	2	1.6%	■ 2	
5	その他	13	10.7%	13	
6	無回答	1	0.8%	■ 1	
	合 計	122	100.0%)	

(問15で「2」と回答された方)

- 問17 地域での助け合いやボランティア活動に参加したことがない(今は参加していない)のは なぜですか。
- 間18 どのようになれば地域での助け合いやボランティア活動に参加しても良いと思いますか。

問17「参加したことがない理由」の上位として「時間的にも精神的にも余裕がないため」が47.0%、問18「どのようになれば参加できるか」の上位として「自分自身に時間的余裕がある」が58.6%の人が回答しており、参加したことがない(今は参加していない)人でも、およそ6割の人が自身に時間的な余裕ができれば参加したいと考えています。

問17 参加したことがない理由

(複数回答)

	選択項目	人数	構成比					
1	時間的にも精神的にも余裕がないため	356	47.0%					356
2	何をしたら良いのか分からないため	262	34.6%				262	
3	自分の時間は自分の休養や趣味、家族のために使いたいから	206	27. 2%			206		
4	人付き合いが苦手なため	178	23.5%			178		
5	知識や経験がなく、人の役に立てるとは思えないため	106	14.0%		106			
6	責任がかかるのが負担だから	66	8.7%	66				
7	活動に意義を見い出せないため	22	2.9%	2 2				
8	その他	103	13.6%		103			
9	無回答	7	0.9%	7				
	合 計	1, 306						

問18 どのようになれば参加できるか

l ⊢1 T			1290111			
	選択項目	人数	構成比			
1	自分自身に時間的余裕がある	444	58.6%			
2	一緒に参加する人がいる	230	30.3%		230	
3	自分自身に金銭的余裕がある	160	21.1%	160		
4	ボランティア活動等の紹介をしてもらえる	103	13.6%	103		
5	地域での活動の拠点がある	89	11.7%	89		
6	ボランティア休暇等活動等への支援制度がある	64	8.4%	64		
7	職場で活動に対する理解がある	57	7.5%	57		
8	家庭で活動に対する理解がある	46	6.1%	46		
9	その他	48	6.3%	48		
10	参加したくない	76	10.0%	76		
11	無回答	55	7.3%	55		
•	合 計	1,372				

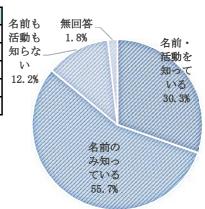
【地域福祉】

問19 地域福祉の推進を図るためにさまざまな活動を行っている「光市社会福祉協議会」を ご存知ですか。

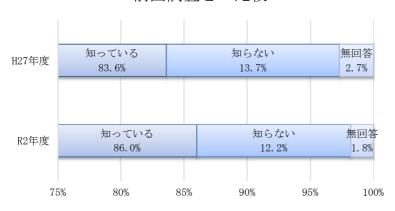
「名前・活動を知っている」30.3%と「名前のみ知っている」55.7%を合わせて86.0%となり、前回調査時の83.6%から2.4ポイントの増加となりました。

(単	 口	答)

	選択項目	人数	構成比
1	名前・活動を知っている	271	30.3%
2	名前のみ知っている	497	55. 7%
3	名前も活動も知らない	109	12.2%
4	無回答	16	1.8%
	合 計	893	100.0%



前回調査との比較



(問19で「1」を回答された方)

間20 光市社会福祉協議会のどのような活動をご存知ですか。

「社協だよりの発行」が最も多く81.9%、次いで「高齢者の見守り活動」が65.3%、「寄附の受付」が62.7%となりました。

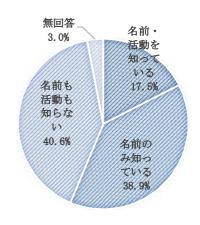
	選択項目	人数	構成比	
1	社協だより(年4回)の発行	222	81.9%	222
2	高齢者の見守り活動(福祉員活動等)	177	65.3%	177
3	寄附の受付(善意銀行、共同募金等)	170	62.7%	170
4	ふれあい・いきいきサロン活動の支援	152	56. 1%	152
5	福祉用具・車両の貸出	140	51.7%	140
6	ふれあい・健康フェスティバルの開催	125	46.1%	125
7	ボランティア活動の支援	115	42.4%	115
8	給食サービス(一人暮らし高齢者)	113	41.7%	113
9	チャリティー行事の開催 (バザー・ゴルフ等)	102	37.6%	102
10	災害ボランティアの支援	82	30.3%	82
11	介護関連事業	77	28.4%	77
12	各種相談の受付 (無料法律相談等)	67	24. 7%	67
13	生活困窮者の支援(相談窓口・資金の貸付)	67	24. 7%	67
14	地域福祉権利擁護事業(金銭管理等)	46	17.0%	46
15	法人成年後見事業	41	15. 1%	41
16	生活支援体制整備事業	37	13. 7%	37
17	その他	1	0.4%	1
18	無回答	2	0.7%	I 2
	合 計	1,736		

間21 市内の各地区(8地区)で地域福祉活動を行っている「地区社会福祉協議会」を ご存知ですか。

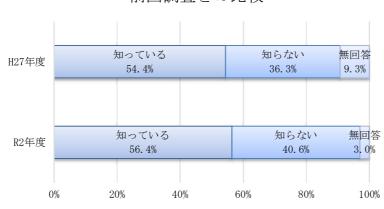
「名前・活動を知っている」17.5%と「名前のみ知っている」38.9%を合わせて56.4%となり、前回調査時の54.4%から2.0ポイントの増加となりました。

(単一回答)

	選択項目	人数	構成比
1	名前・活動を知っている	156	17.5%
2	名前のみ知っている	347	38.9%
3	名前も活動も知らない	363	40.6%
4	無回答	27	3.0%
	合 計	893	100.0%



前回調査との比較



問22 地域福祉を推進するために、あなた自身の役割として重要だと思われることは何ですか。

「住民同士の助け合いの意識の向上」が最も多く56.2%、次いで「家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やす」が28.0%となりました。

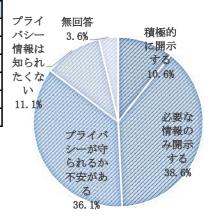
	選択項目	人数	構成比		
1	住民同士の助け合いの意識の向上	502	56. 2%		502
2	家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やす	250	28.0%	250	
3	情報が集まる場をつくる	217	24.3%	217	
4	ボランティアや地域で活動する人を増やす	204	22.8%	204	
5	住民同士が話し合う機会をつくる	167	18. 7%	167	
6	特になし	127	14. 2%	127	
7	その他	8	0.9%	8	
8	無回答	29	3.2%	2 9	
	合 計	1,504			

間23 地域の助け合いとプライバシーの開示について、あなたの考えに近い内容はどれですか。

プライバシー情報を「積極的に開示する」または「必要な情報のみ開示する」を合わせると49.2%となり、約半数が地域の助け合いに必要なプライバシー情報は開示しても良いと回答していますが、一方でプライバシー情報の保護に不安を感じているという回答が36.1%となりました。

(単一回答)

	選択項目	人数	構成比
1	地域の助け合いに必要なら、積極的にプライバシー情報を地域に開示する	95	10.6%
2	地域の助け合いに必要なプライバシー情報のみ地域に開示する	345	38.6%
3	地域の助け合いは参加したいが、プライバシーが守られるか不安がある	322	36. 1%
4	プライバシー情報は地域に知られたくないので、地域の助け合いには参加したくない	99	11. 1%
5	無回答	32	3.6%
	合 計	893	100.0%



間24 地域福祉を推進するために、行政の役割として重要だと思われることは何ですか。

「福祉に関するわかりやすい情報の提供」が最も多く59.5%、次いで「地域における福祉サービスの向上を図る」が48.4%となりました。

			.,, .,, ,	
	選択項目	人数	構成比	
1	福祉に関するわかりやすい情報の提供	531	59.5%	53
2	地域における福祉サービスの向上を図る	432	48.4%	432
3	困っている人を早く発見し、支援できる仕組みづくり	371	41.5%	371
4	福祉活動への資金的な支援	327	36.6%	327
5	お互いに助け合うという意識の醸成	264	29.6%	264
6	福祉活動に携わる人の育成や支援する人を配置する	245	27.4%	245
7	個人の趣味や活動を活かせる場所の提供	177	19.8%	177
8	地域で活躍されている人や団体等の連携づくりの支援	176	19.7%	176
9	福祉活動の意義と重要性をもっとお知らせする	163	18.3%	163
10	地域活動などを行う拠点の確保	159	17.8%	159
11	その他	7	0.8%	■ 7
12	無回答	22	2.5%	2 2
	<u></u> 合 計	2,874		

間25 地域福祉を推進するために、社会福祉協議会や社会福祉施設(特別養護老人ホーム、 障害者支援施設、保育所等)の役割として重要だと思われることは何ですか。

「気軽に利用できるサービスの提供」が最も多く61.1%、次いで「利用しやすい施設などの充実を図る」が56.9%となりました。

(複数回答)



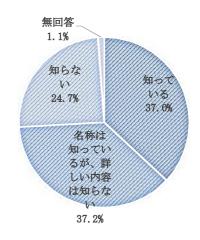
【成年後見制度】

問26 成年後見制度について知っていますか。

「知っている」37.0%と「名称は知っているが、詳しい内容は知らない」37.2%を合わせて74.2% となりました。

(単一回答)

	選択項目	人数	構成比
1	知っている	330	37.0%
2	名称は知っているが、詳しい内容は知らない	332	37. 2%
3	知らない	221	24. 7%
4	無回答	10	1.1%
	合 計	893	100.0%

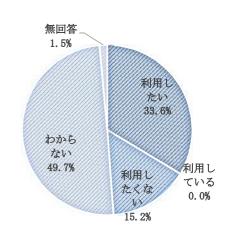


間27 自分や家族が認知症等で判断能力が不十分になったときに、成年後見制度を利用したいと 思いますか。

「利用したい」が33.6%に対し、「利用したくない」が15.2%となりました。なお、今回は成年後見制度利用者からの回答はありませんでした。

(単一回答)

	選択項目	人数	構成比
1	利用したい	300	33.6%
2	利用している	0	0.0%
3	利用したくない	136	15. 2%
4	わからない	444	49.7%
5	無回答	13	1.5%
	合 計	893	100.0%



(問27で「1」または「2」を回答された方) 問28 「利用したい、利用している」理由はなぜですか。

「入所や福祉サービス契約等の手続きを行うときに必要だから」が最も多く60.7%、次いで「家族の負担が軽減されるから」が54.3%となり、サービスを利用する理由として負担軽減につながることが重要視されています。

	選択項目	人数	構成比	
1	入所や福祉サービス契約等の手続きを行うときに必要だから	182	60.7%	
2	家族の負担が軽減されるから	163	54.3%	163
3	弁護士や司法書士、社会福祉士等、専門家の視点で支援を考えてもらえるから	150	50.0%	150
4	頼れる親族がいないから	28	9.3%	28
5	病院や周囲の人から勧められたから	11	3. 7%	1 1
6	その他	4	1.3%	■ 4
7	無回答	3	1.0%	■ 3
	合 計	541		

(問27で「3」を回答された方)

間29 「利用したくない」と思った理由はなぜですか。

「適切に管理・判断してくれるか不安」が最も多く55.1%、次いで「誰が後見人等になるかが不安」が33.8%となり、サービスを利用したくない理由として、他人に任せることが不安であると考えられているようです。

(複数回答)

	選択項目	人数	構成比	
1	適切に管理・判断してくれるか不安	75	55. 1%	75
2	誰が後見人等になるかが不安	46	33.8%	46
3	費用面が心配だから	36	26.5%	36
4	利用するメリットがわからない	31	22.8%	31
5	自分や家族には関係がない	30	22.1%	30
6	成年後見制度を申し立てるときの手続き方法がわからない	15	11.0%	15
7	制度が複雑だから	11	8.1%	11
8	その他	20	14. 7%	20
9	無回答	2	1.5%	2
	合 計	266		

問30 成年後見制度の利用が必要となったときに、あなたや家族の成年後見人等になってもらいたいのは誰ですか。

「親族」が突出して高く77.2%、次いで「専門家」が28.0%となり、サービスを利用したくない際も親族間で対応したいと考えられているようです。

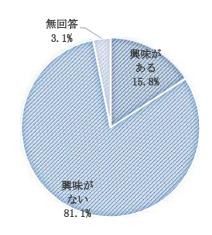
	選択項目	人数	構成比	
1	親族(子、親、兄弟姉妹、その他親族)	689	77. 2%	689
2	専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士など)	250	28.0%	250
3	法人(社会福祉協議会・NPOなど)	83	9.3%	83
4	わからない	113	12.7%	113
5	利用するつもりはない	22	2.5%	2 2
6	その他	4	0.4%	I 4
7	無回答	15	1.7%	■ 15
	合 計	1, 176		

問31 仮に市民後見人として活動できることになったときに、あなたは市民後見人として活動 することに興味がありますか。

「興味がある」15.8%に対し、「興味がない」が81.1%とおよそ5倍になりました。

(単一回答)

	選択項目	人数	構成比
1	興味がある	141	15.8%
2	興味がない	724	81.1%
3	無回答	28	3.1%
	合 計	893	100.0%



【その他】

問32 あなたは生活上の問題について助言や手助けが欲しいときに誰に相談していますか。

「家族や親族」が最も多く88.4%、次いで「友人や知人」が52.4%となり、顔の見える、親しい人に相談することが多いようです。一方、行政機関や自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に相談するという人はすべて1割未満となっています。

			(1242) (1) [
	選択項目	人数	構成比		
1	家族や親族	789	88.4%		789
2	友人や知人	468	52.4%	468	
3	インターネット・SNSなどの活用	158	17.7%	158	
4	同じ悩みや問題を持つ仲間	133	14. 9%	133	
5	市・地域包括支援センター等の行政機関	76	8.5%	7 6	
6	自治会や近所の住民	63	7.1%	6 3	
7	市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会	43	4.8%	4 3	
8	民生委員・児童委員	34	3.8%	3 4	
9	社会福祉法人などの福祉関連事業者・団体	19	2.1%	■ 19	
10	ボランティア団体やNPO団体	7	0.8%	I 7	
11	誰にも相談しない	31	3.5%	3 1	
12	その他	13	1.5%	I 13	
13	無回答	8	0.9%	I 8	
	合 計	1,842			

問33 災害時に不安に思うことはどれですか。

「災害が迫っているときの適切な情報」が最も多く77.6%、次いで「災害後の生活の再建・被害の補てん」が59.5%ととなっています。

(複数回答)



問34 災害時に避難するとき、誰に手助けをお願いしますか。

「家族や親族」が最も多く80.9%、次いで「近所の住民」が36.6%ととなっています。一方で、「頼む人がいない」が5.3%、「手助けは要らない」が4.6%となり、約1割がが災害時も一人で非難する、せざるを得ない状況となっています。

	選択項目	人数	構成比		
1	家族や親族	722	80. 9%		722
2	近所の住民	327	36.6%		327
3	知人や友人	303	33. 9%	3	303
4	市をはじめとした行政機関	201	22. 5%	201	
5	消防団や自主防災組織	193	21.6%	193	
6	自治会役員	60	6. 7%	60	
7	ボランティア団体やNPO団体	49	5. 5%	49	
8	民生委員・児童委員	29	3. 2%	2 9	
9	頼む人がいない	47	5. 3%	47	
10	手助けは要らない	41	4.6%	41	
11	その他	8	0.9%	8	
12	無回答	10	1.1%	10	
	合 計	1,990			

5 計画の施策とSDGsの関連表

基本目標	施策	SDGs
	市民が主体的に取り組む生きがいと健 康づくり	3 、 10、 11
地域を担い支える人	地域福祉を推進する意識の醸成	3, 10, 11, 16
	地域福祉活動の担い手育成と活動の支 援	3 、 10、 11、 16、 17
	地域の見守り体制の強化	1, 3, 10, 11, 17
やさしさで人がつな がる仕組みづくり	必要な支援や福祉サービスにつなげる 包括的な相談体制の充実	1 、 3 、 8 、 10 、 11 、 16 17
	支援が必要な人を支える包括的な支援 体制の充実	1, 3, 8, 10, 11, 17
	地域のつながり強化	3, 10, 11, 17
支え合い安心して生 活できる地域づくり	誰もが安心して生活できる環境づくり	1, 3, 10, 11, 16, 17
	地域団体の活動支援	3, 10, 11, 17

【関連するSDGs】

目標1	貧困	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標3	保健	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促 進する
目標8	成長・雇用	包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生 産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
目標 10	不平等	各国内及び各国間の不平等を是正する
目標 11	都市	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 16	平和	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての 人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果 的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17	実施手段	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パート ナーシップを活性化する